

## 論文

### 1801年のコンコルダ(3) — 施行過程 —

松 蔭 明 男

Le Concordat de 1801 (3) — la promulgation —

MATSUSHIMA Akio

## はじめに

本稿は、白鷗大学論集に寄稿した拙稿「1801年のコンコルダ(1) -交渉過程-」(第13巻第2号)および「1801年のコンコルダ(2) -国内事情-」(第14巻第1号)の続編である。先行する二つの拙稿では、1800年の秋から1801年の夏にかけて行われた、フランス統領政府と教皇庁のコンコルダ交渉と、その交渉の背景となったフランスの国内事情を分析の対象とした。本稿では、コンコルダの内容とフランスの国内事情の乖離が表面化し、コンコルダの施行にあたって、統領政府による手直しが行われるに至った経緯を、分析の対象とする。

## 本論：「礼拝の自由」の軌道修正

統領政府が教皇庁にコンコルダ締結を提案した目的は、教皇権によってフランス国内のカトリック教会が陥っている混乱と内部対立を解消することにあった。これは先行研究に一致する見解であり、以下はヴァンダルによる指摘である。

「第一統領は、カトリックを大同団結に導くすべを、アルプスの向こう側、つまりイタリアに求めたのである」<sup>1</sup>。

しかし、統領政府は、各種の手段を用いて地方から得た情報によって、宣誓派と非宣誓派の対立の激しさや、国内の宗教事情の複雑さを知ることになる。その結果、フランスの宗教情勢が、俗権による統制を必要としていることを強く意識するようになった。コンコルダの合意は、教皇権によるカトリック大同団結を推進し、その結果としてフランスの宗教再編成のかなりの部分を教皇庁に委ねるものである。統領政府が教皇庁に寄せていた最大の期待は、亡命した聖職者や国内の宣誓忌避司祭<sup>2</sup>を、教皇権によって統領政府に帰順させることにあった。その者達の多くは、かつて1791年に教皇ピウス6世の意思を尊重して国民議会に対する服従を拒んでいた。

そのため、俗権には反抗していても、教皇の命令なら受け入れると思われていたのである。

はたして、統領政府の期待は実現するのであろうか。この時、コンコルダ第3条に定められた、教皇ピウス7世の辞任勧告による司教総辞職 *démission générale* が、教皇権が国内の宗教問題の解決に果たしうる役割を試す試金石となった。教皇庁がこの総辞職すらやり遂げることができないなら、教皇庁主導の問題解決を定めたコンコルダの合意は、机上の空論であったことになる。統領政府は、俗権による宗教統制への方向転換を考慮に入れつつ、司教総辞職の成り行きを注視していく<sup>3</sup>。

## 第一節：中央集権的宗教行政の確立

### 1：教皇権による再編成策の破綻

1801年9月10日にコンコルダ批准書の交換がなり、司教に対する辞任勧告の前提条件が整った。教皇庁代表としてパリにいたコリント名義大司教スピーナは、9月13日頃から、各地の旧体制司教 *les anciens évêques*<sup>4</sup> に対し、辞任勧告の小勅書『タム・ムルタ』<sup>5</sup> を発送した<sup>6</sup>。この時点で、既にフランス国内にいたわずかな人数の旧体制司教達は辞任したもの<sup>7</sup>、亡命先でこの勧告に応じて辞任した者は少数に留まった。辞任を拒んだ旧体制司教の間からは、「この小勅書はボナパルトの野望の産物以外の何ものでもない」<sup>8</sup> という反発の声や、旧体制以来のガリカニズムの伝統に基づく教皇批判が噴出した。旧体制司教による辞任拒否の動きは、ロンドン在住のナルボンヌ旧体制大司教ディロン Dillon が中心となって、9月21日に始まった<sup>9</sup>。それは27日に、早くも教皇に対する抗議文の起草にまで過熱し<sup>10</sup>、さらにヨーロッパ各地の亡命旧体制司教に辞任拒否を呼びかける運動に発展した<sup>11</sup>。教皇庁による辞任勧告の小勅書の発送が手間取る中、ロンドンの亡命司教達は『タム・ムルタ』を非難する文書を欧州各地に配布し、まだ小

勅書を受け取っていない旧体制司教の間に、『タム・ムルタ』の内容に関する歪められた先入観を形成していった<sup>12</sup>。その結果、辞任拒否はドイツに亡命していた司教達にも広がった。1801年11月には、ドレスデン駐在の教皇使節デラ・ジェンガ Della Genga が、教皇庁に事態の深刻さを訴える緊急便を届けている<sup>13</sup>。

旧体制司教による反抗が呼び起こした波紋は、パリにも及んだ。9月25日、『ジュルナル・デ・デバ』と『ガゼット・ド・フランス』の二紙は、『タム・ムルタ』を掲載し、ロンドンの亡命司教達に辞任勧告の小勅書が送られたことを報じようとした。この二紙には、即座に発売禁止処分が下された<sup>14</sup>。第一統領は旧体制司教の辞任拒否運動がフランス国内に知れることを望まず、その意向を受けた措置であった。パリ警視総監デュボワ Dubois は、これを機会として、宗教関係の情報に関する厳しい報道規制を再度強化している<sup>15</sup>。統領政府による報道管制の効果もあり、旧体制司教達の反発は、フランス国内には大きな影響を及ぼさなかった。

このような事態の推移に、教皇庁の國務長官枢機卿コンサルヴィは危機感を強めていた。既に、コンコルダの締結を受けて、枢機卿教皇特派大使 *légat a latere*<sup>16</sup> のカブララが、フランスで教皇権を代表すべく派遣され、10月4日にはパリに到着していた<sup>17</sup>。コンサルヴィはカブララに対し、11月11日付の緊急便に次のように書いている。「もし、30名から40名というかなりの規模で旧体制司教が辞任を拒否すれば、宣誓派の教会分裂<sup>18</sup>を解消するために、別の教会分裂が生じたことになる」<sup>19</sup>。結果的に38名が辞任を拒否しており、コンサルヴィの不安が現実のものとなった<sup>20</sup>。教皇による旧体制司教に対する辞任勧告は、総辞職と呼ぶに値しない中途半端な結果しか残せず、統領政府の教皇権に対する期待を大きく裏切ることになった。

旧体制司教の問題に続いて、宣誓派司教に対する辞任勧告も争いを引き起こした。これも、教皇権による問題解決期待をかけた、コンコルダ交渉当時の統領政府の現実認識の甘さを露わにした<sup>21</sup>。既に拙稿「1801年のコンコルダ(1)」でも言及したが、統領政府は、宗教的多元性の擁護の視点から、

教皇が辞任を勧告する対象に宣誓派司教を含めることを教皇庁に認めさせた。本来、教皇庁は、教皇庁が正規の司教として認めている旧体制司教と、宣誓派司教を、はっきり区別していた。つまり、旧体制司教と違い、宣誓派司教は不法就任者 *intrus*<sup>22</sup>に過ぎないから、辞任勧告をする必要がないと主張していたのである<sup>23</sup>。イェルサレム名義総大司教ディ・ピエトロは、「宣誓派司教を正規の司教と混同し、教会法上の叙任の受け方の違いで司教の地位は何種類かあると認め、教皇による教会法上の叙任を受けずに勝手に司教だと自称している人物を司教として取り扱うことは避けねばならない」<sup>24</sup>としている。教皇庁は、教皇が宣誓派司教に辞任を勧告した場合、宣誓派司教も辞任が必要な正規の司教であると教皇が認めたと受け取られかねないと、強く懸念していたのである。しかし、統領政府は、旧体制司教と宣誓派司教を辞任勧告の際に差別しないことを要求し、それを最終的に教皇庁側に認めさせた。ところが、事態は統領政府が予期せぬ方向に展開した。宣誓派司教に対する教皇の辞任勧告は、教皇権の下への宣誓派教会の統合を促すどころか、宣誓派司教達から教皇権の濫用として激しい批判を浴びることになる。

スピーナは、宣誓派司教に対する辞任勧告の小勅書『ポスト・ムルトス・ラボレス』<sup>25</sup>を、9月29日から送り始めた。この教皇による司教辞任の求めに対して、宣誓派は激しい反対運動を展開した。まず、宣誓派の機関誌『宗教年報』10月3日発行分<sup>26</sup>は、小勅書の内容の不当さを訴える長大な論文を掲載した。これは無署名であるが、ブロワ宣誓派司教グレゴワールによるものと推定されている<sup>27</sup>。ついでグレゴワールは、10月5日に、第一統領に対して、愛国的聖職者団である宣誓派を保護することを要望する意見書を提出した<sup>28</sup>。この文書は第二統領カンバセレスに転送されており、レンヌ宣誓派首都大司教ル・コス *Le Coz*<sup>29</sup>ら宣誓派の有力司教が、10月6日に、第二統領カンバセレスと面会して請願を行った<sup>30</sup>。同様に、10月上旬に宗教参事官 *conseiller d'État chargé de toutes les affaires concernant les cultes* に就任したポルタリスにも、『宗教年報』の論文とほぼ同内容の意見書を手

渡している<sup>31</sup>。とくにポルタリスは、宗教参事官職への就任に際して第一統領から宣誓派擁護の要望を伝えられており<sup>32</sup>、請願の効果は大きかった。宗教参事官ポルタリスは直ちに宣誓派の支援に動き、第一統領に対して以下の内容の意見書を提出した。

「今のところ政府は、この小勅書『ポスト・ムルトス・ラボレス』と関係を持つに至っていない。この小勅書は、コンコルダとも、コンコルダ大勅書『エクレスシア・クリスティ』<sup>33</sup>とも、一体として取り扱うことができないものである。正式に公表することで、これに合法的な性格を与えることは、賢明な行為でもなければ慎重な行動とも言えない」<sup>34</sup>。

ところが実際には、第一統領と外務大臣タレラン<sup>35</sup>が、この小勅書の内容に目を通した上で、送付の許可を出していた<sup>36</sup>。後にポルタリスは、第一統領に提出した報告書の中で、この勇み足を次のように釈明している。

「第一統領閣下は私を信用してくださり、宗教参事官職に私を任命なさいました。第一統領は私に任命の意図をお教えくださいましたが、私は自分が果たすべき義務と私自身の願いも同時に実現しようと思いました。私は、コンコルダ大勅書『エクレスシア・クリスティ』と、宣誓派司教に辞任を命じる小勅書『ポスト・ムルトス・ラボレス』に、激しい異議申し立てが行われていることを教えられました。私は第一統領に注意を促し、大勅書の内容の変更と小勅書の全面的な撤回のための交渉を行う許可を得ました。この二つの文書は、私が宗教参事官になる前に行われた話し合いに従って用意されたものであるため、私はその経緯を全く知らなかったのです」<sup>37</sup>。

旧体制司教の反対運動は教会分裂を起こすほど泥沼化した<sup>38</sup>、宣誓派の辞任拒否は一ヶ月弱という短い期間で終息した<sup>39</sup>。その経緯を、ポルタリスは第一統領に次のように報告している。

「教皇に辞任を勧告され、宣誓派司教は完全に逆上していました。彼らとの話し合いは難航しましたが、最終的に、第一統領の同意の下に私が起草した書式の辞表に署名することに同意しました」<sup>40</sup>。

愛国派を自認する宣誓派司教は、ポルタリスから統領政府が彼らの辞任

を望んでいることを知らされた。さらにポルタリスは、宣誓派の理念と利害に配慮した辞表の書式<sup>41</sup>を用意している。そのため、彼らは総辞職に応じたのである。宣誓派司教は10月26日に一齐に辞任したが、この総辞職は小勅書による教皇の辞任勧告に応じたものではない。宣誓派を指導するパリ司教集会 *Les évêques réunis à Paris*<sup>42</sup>は、これを「あくまで自由意志に基づくもので、自発的であると同時に単純明快かつ他意のない辞任である」<sup>43</sup>と主張した。自国の政府に対する服従と教皇への反発を表明したと言える。その上で、これに続く部分で、自分たちの辞任は宗教的和平の再建を促進するためのものであって、宣誓派司教の地位の違法性を認めて辞任したわけではないと強調した<sup>44</sup>。結果的に、宣誓派司教の総辞職はポルタリスの説得によって実現されたことになり、教皇による辞任勧告はここでも効果を発揮しなかった。

宣誓派司教達は、この総辞職をめぐる駆け引きの中で、宗教参事官ポルタリスとの結び付きを強固なものとした。司教辞任の後、彼らはその結び付きを利用して、コンコルダ体制の行方に一定の影響を及ぼしてゆく<sup>45</sup>。

結果的に、教皇の辞任勧告を受け入れて辞任した司教は、旧体制司教の半分だけである。残る半数弱の旧体制司教と全ての宣誓派司教が教皇の意向を無視した。これにより、当時のフランスでは教皇権の威光が過去の輝きを失っており、高位聖職者を中心にフランス聖職者団に対する影響力は大きく減退していることがあきらかになった。教皇に対する不服従に徹してきた革命的ガリカニストの集団である宣誓派はともかく、教皇権を盾に取って反革命運動の正当性を主張していた旧体制司教までが、教皇の意志を無視したのであった。これは、教皇庁と統領政府の双方に大きな衝撃をもたらした。教皇庁はコンコルダの施行を先送りにして時間を稼ぎ、その間に辞任を拒んだ旧体制司教達が考えを変えるのを期待するという、消極的かつフランスの国内事情を全く考慮しない策に出た<sup>46</sup>。統領政府は、教皇の力を借りてフランスの宗教紛争を終結に導くというコンコルダの合意の実行を諦め、独自に新たな方針を策定せざるをえない立場に置かれたので

ある。

## 2：宗教参事官職の設置

統領政府が宗教大臣に相当する官職を設置し、それに俗人を任命することを決めた時期は、かなり遅い。1801年8月上旬の時点では、フランスにおける宗教行政は、内務大臣を座長とする聖職者会議に委ねることが検討されていた<sup>47</sup>。

宗教参事官職が設置され、それに俗人である参事官ポルタリスが任命され、年俸と官房の予算が決まったのは、10月上旬である<sup>48</sup>。これは、1801年9月の司教総辞職の失敗によって、教皇庁主導の再編成の破綻がはっきりした時点であった。

宗教参事官職が設置されるまでは、統領政府では、主に三つの省が宗教行政を分担していた。コンコルダ交渉を含む对教皇庁関係を管轄する外務省。聖職者の違法行為の取り締まりを管轄する警察省。地方自治体を介した宗教活動全般の管理統制を管轄する内務省。この三つの省の連携は緊密とは言えず、この段階の統領政府には統一された宗教行政は存在しなかった<sup>49</sup>。宗教参事官職の設置とポルタリスの就任により、統領政府の組織には宗教行政に関する明確な中心が確立され、一貫性のある宗教政策が取られるようになる<sup>50</sup>。

この官職に関しては、その名称を直訳すると、「諸礼拝に関する全ての事柄を担当する参事官 *conseiller d'État chargé de toutes les affaires concernant les cultes*」となる。それが、設置直後に聖職者の中で大きな反響を呼んだ。「諸礼拝 *les cultes*」という複数形の表現が、統領政府が宗教的多元性に対する保証を明確化したものとして理解されたからである<sup>51</sup>。

支配的宗教 *religion comme dominante* を要求する保守派のカトリック聖職者は、これに強く反発した。彼らにとって「礼拝」とは、カトリックのそれのみを意味する単数形 “*le culte*” でなければならなかったからである<sup>52</sup>。宗教的多元性を意味する複数形 “*les cultes*” は、まったくもって受

け入れられない表現であった。以下は、ヴァンス旧体制司教が、亡命先のヴェネツィアから、10月31日付で教皇庁の國務長官枢機卿コンサルヴィに送った書簡の引用である。

「國務長官枢機卿台下<sup>53</sup>も、間違いなく、諸礼拝に関する全ての事柄を担当する参事官職が設置され、それをポルタリス氏に委ねるという政府命令を掲載したフランスの新聞をご覧になったはず。その権限は、『1：諸礼拝に関する諸法と諸規定の提案。2：様々な礼拝の聖職者の地位を占めるにふさわしい人物を第一統領に推挙。等々。』コンコルダが調印され、枢機卿教皇特派大使がパリに到着された後だというのに、もしこのような政府命令が本当に実在するなら、私にはこれから聖職に叙任される者たちを哀れむことしかできません。カトリック教会にとって何という屈辱的な仕打ちでしょうか。カトリックの司祭にとって何という侮辱でしょうか。イスラム教のスーフィーや、ユダヤ教のラビ、プロテスタントの説教師などと同列に置かれるのですから」<sup>54</sup>。

この激しい反発こそ、当時のカトリック聖職者の宗教的多元性に対する明確な拒否感と、それを宗教行政の基軸に据えた統領政府に対する強い反発を伝えるものである<sup>55</sup>。

ただし、パリで発行されていた非宣誓派の機関誌『哲学年報』は、宗教的多元性に対する反感を明言することを避けた。同誌はポルタリスを聖職者の擁護者として称え、第一統領の人選を称揚することに終始している。以下は1801年10月に発行された号からの引用である。

「ポルタリスという名前は、雄弁と徳を思い起こさせる。共和第4年実月9日〔1796年8月27日〕に、彼が元老会 le conseil des Anciens で行った演説を知らない者もいよう。その中で、彼は追放された司祭達に配慮を示したため、彼自身も荣誉ある追放処分を受けることになったのである。それによって、彼は全ての善良な人々から称賛を獲得し、彼はその亡命先においても最大級の敬意の対象となった。もし、宗教にかかわる事柄を担当する省を委ねられるべき参事官がいるとするならば、それは、圧迫され

ている司祭達の保護者であると名乗りを上げるのに無限の勇気を必要とする時代に、あえてそれを実行に移した人物であり、圧迫されている司祭達のためになることをして、あるいはしようとして、彼らの深い感謝を得ている人物である。この気持ちは、第一統領による人選の結果、より一層強まることであろう」<sup>56</sup>。

ただし、これに続く部分で、この文の筆者は、「敬虔な人物であるポルタリスは、名誉ある有能な者だけを聖職者のポストに推薦するだろう」<sup>57</sup>と付け加えている。この表現は、非宣誓派が、教皇ピウス6世によって批判された宣誓派聖職者を、名誉を失った者達とみなしていたことを前提に理解する必要がある。『哲学年報』は、宣誓派の排除にさりげなく言及しており、統領政府による宗教的多元性の擁護がコンコルダ以降も継続されることを見過ごすつもりはなかったと推定できる。彼らは、言論統制に熱心な統領政府を刺激することを避けるために、拒否の意志表示は間接的な表現で行ったのである。

カトリックから反発された「諸礼拝」という複数形の表現も、プロテスタントからは歓迎された。以下に、1801年11月の第一統領に対する報告書の中で、ポルタリスが引用したガール県知事からの報告を示す。ガール県、とくに県庁所在地のニームは当時のフランスにおけるプロテスタント教会の最有力拠点の一つであり、多数のカルヴァン派信徒が居住していた<sup>58</sup>。

「カトリックを再び支配的宗教とすることを要求している人々は、争いの種とみなすべきである。彼らはコンコルダの調印をプロテスタントを恫喝するための噂を広める手段に利用している。彼らはプロテスタントに対して、間もなく迫害の時代が再来するはずだという不安を植え付けることに成功した。しかし、現在ではあらゆる側面で状況は好転している。それは『モニター』紙が、統領決定によって諸礼拝を担当する参事官が任命されたことを報道したために生じた変化である。諸礼拝という複数形の表現が、全ての脅しと不安を打ち消した。喜びが社会にあまねく広がり、自由の原理が市民の権利として認められるようになった。プロテスタント

信徒はそれを恩恵として受けとめている」<sup>59</sup>。

宗教参事官の呼称が「諸礼拝」と複数形であったことが、支配的宗教、つまり宗教的エスタブリッシュメントの再来に対するプロテスタントの不安を一掃したのである。

このように、統領政府による宗教参事官職の設置の意義は、単に政府の組織に宗教行政の核を確立するにとどまるものではなかった。コンコルダの調印が明らかになると、国民の間には、支配的宗教が復活して宗教的多元性が消滅するのではないかという憶測が生まれた。コンコルダの内容が未公開にとどめられる中で、保守派カトリックはその憶測を確たる証拠もないままに信じ込み始める。その動きに脅かされたプロテスタントは、迫害の再開を恐れ始めた。その結果、コンコルダは、フランス社会に緊張と宗教的混乱を引き起こす新たな要因と化した。統領政府は、宗教参事官職の呼称に「諸礼拝」という複数形を用い、それに俗人を任命することによって、宗教的多元性をコンコルダ以降も維持していくことを明確に宣言し、秩序を回復したのである。この決定は統領政府の独断で下されており、統領政府と教皇庁の関係に変化が生じたことを示している。教皇庁はコンコルダでは宗教的多元性に言及せず、いわば沈黙による既成事実の追認というべき姿勢を保とうと努めていた。教皇ピウス7世は、教皇庁保守派の反発を抑えるために、そのような対応を必要とした。その困難な立場に対する配慮は、この統領政府による一方的な措置には全く認められない。これ以降、コンコルダを施行するプロセスは統領政府と教皇庁の協力関係から離れて行き、宗教参事官の全面的なコントロールの下に移ることになる。

### 3：宗教参事官の活動

宗教参事官の権限は、統領政府の大臣職に共通する性格として、非常に曖昧なものである<sup>60</sup>。その地位を委ねられたポルタリスは、10月上旬にパリに到着した枢機卿教皇特派大使カプララの権威には頼らず、さらにコンコルダの施行も待たなかった。彼は、まず最初に、フランスの宗教に関する

情報網を自ら構築した。そこから得られる大量の情報に基づき、宗教に関する諸問題に迅速かつ細やかな対応を行った。統領政府と聖職者・一般信徒の誠実な仲介者として、あるいは宗教紛争の公正な仲介者としてふるまうことで、「造成された公共性」<sup>61</sup>を帯びたイメージを作り上げたのである。その結果、宗教参事官は、世論の高い評価と支持を獲得して行ったのである<sup>62</sup>。まさに、「操作された公共性においては、公論の代わりに拍手喝采の気風、ムード的意見の気風がみなぎる」<sup>63</sup>のであった。

ここで、ポルタリスが得ていた情報とそれに基づく彼の活動を、主に宗教参事官官房の書簡台帳の記録を利用して分析する<sup>64</sup>。ポルタリスの活動の基本となった情報源は8種類あるが、大きく二つの文書群に分けることが可能で、それぞれに4種類づつが属している。二つの文書群とは、情報提供を行って宗教参事官を動かすことを目的とする文書と、紛争の当事者が宗教参事官の介入を要請する文書である。

まず、ポルタリスに情報を提供することで、宗教参事官を含む行政当局を動かそうとした文書群に属するのは、以下の4種類である。

第一は、自薦・他薦を問わない聖職者の推薦状である。1801年9月に司教総辞職が実施されたため、コンコルダの施行によってフランス聖職者団のポスト再配分が行われることは周知の事実となり、数多くの推薦状が統領政府に提出された。

まず、ポルタリスが宗教参事官に就任すると、それ以前に内務省や警察省、外務省に提出されていた推薦状が彼の官房へと転送された<sup>65</sup>。10月末からは、直接、宗教参事官に推薦状が送られるようになった<sup>66</sup>。ポスト獲得競争は激しく、宗教参事官に対する働きかけ方も多様であった。海軍大臣デクレ<sup>67</sup>や陸軍大臣ベルティエ<sup>68</sup>の友人と称して仲介を受ける者もいれば、枢機卿教皇特派大使にポルタリスへの仲介を期待する者もいた<sup>69</sup>。ガール県の牧師デュボシェ Dubochet のように、自身で意見書を提出し、同時に信徒の連名によって推薦された者もいる<sup>70</sup>。宗教参事官に対する人事面の働きかけは、1802年4月18日のコンコルダ施行の前後まで続けられた<sup>71</sup>。推薦状か

ら得られた情報は、1802年2月下旬に本格化した聖職者ポストの配分の際に活用されている<sup>72</sup>。

第二は、宣誓派の有力者による情報提供である。1801年9月の司教総辞職の際に、宣誓派とポルタリスは信頼関係を結んだ。コンコルダ体制の確立後も、グレゴワールら元宣誓派の有力者はしばしばポルタリスと会っている。彼らは、頻発した元宣誓派聖職者に対する迫害や侮辱について情報を提供し、適切な措置を取るよう請願を行っている<sup>73</sup>。ポルタリスも、元宣誓派聖職者をポスト配分の際に優遇する決定を出すなどして、彼らの信頼に応えた<sup>74</sup>。

第三は、宗教参事官が提出を要求した報告書である。中心となるのはプロテスタントに関する情報である<sup>75</sup>。

拙稿「1801年のコンコルダ(2)」であきらかにしたように、統領政府は、コンコルダ交渉当時、プロテスタントについて完全に無知だった。しかし政府は、聖職者や信徒の支持を得ながら、プロテスタント教会の再編成を進めることができる知識水準に短期間で達している。それが実現できたのは、政府の側からプロテスタントに積極的な情報提供を要請し、プロテスタントがそれに応えたからである<sup>76</sup>。主要な情報源はアルザス地方オー＝ラン県のルター派議員メスジェル Metzger<sup>77</sup>とラングドック地方ガール県のカルヴァン派議員ラボ＝デュピュイ Rabaut-Dupuis<sup>78</sup>であった。彼らの情報提供は、統領政府の宗教政策決定にかなりの影響力を持っていた。例えば、プロテスタントの附属条項が良い例であろう。1801年11月下旬に、ルター派とカルヴァン派に、同じ制度と組織を押し付けて再編成するという、当初の政府案が破棄されたのは、ラボ＝デュピュイの働きかけによる<sup>79</sup>。

宗教参事官に対する情報提供の中で、プロテスタント達も統領政府の意志決定には自分たちの意見が反映されているという手応えと、ポルタリスに対する信頼感を得た。この時、プロテスタントたちが持った手応えと信頼感も、ポルタリスによって「造成された公共性」<sup>80</sup>の一部だといえる。プロテスタントが宗教参事官との間で最初に迎えた危機も、それによって表

面化せずに済まされた。その危機の原因は、共和第10年芽月18日法（1802年4月8日）を構成する三本柱の一つ、プロテスタントの附属条項であった。同法は、その一部にプロテスタントの教義や理念に反する条文を含んでいた。例えば、カルヴァン派の聖職者組織にまでカトリック的なヒエラルヒーが取り入れられており、同派の万人司祭主義の伝統に反する上下関係が強制された<sup>81</sup>。にもかかわらず、「プロテスタント達はポルタリスを尊敬しており、附属条項の起草に際して二枚舌を使ったと非難を加えたという事実は確認できない」<sup>82</sup>。ポルタリスはプロテスタントからも信頼を得て、宗教参事官を支える世論をより幅広く強固なものにすることに成功したのであった。

第四に、宗教政策の提言である。数は多くなく、提案の内容まで明らかな例はさらに少ない。具体的には、宣誓派のグレゴワールによる、カトリックのヒエラルヒーを再編成する際に西インド植民地の司教区もその対象に含めるべきであるという提案<sup>83</sup>や、ジロンド県知事によるヒエラルヒーの再編成は旧体制の聖職者が元のポストに復帰することを原則とせよという提言<sup>84</sup>がある。これらに対する返信の内容は、提案の内容に関するコメントよりも、情報提供の継続を依頼することに重点を置くものであった。民間からの提案については、その有無も確認できていない。宗教参事官官房では、宗教政策の方向性に対する外部からの提言は重視されていなかったと言える。

次に、紛争の当事者が宗教参事官に紛争への介入を要請する文書群は、以下の4種類である。

第一は、聖職者の違法行為に対する告発である。聖職者の取り締まりは警察大臣の管轄であるが、宗教参事官に対して告発が行われた場合、ポルタリスは積極的に指示を出している。例えば、ジュマップ県ウガルド Hougarde の市町村長が、ある司祭が発行した政府攻撃の小冊子（1801年1月29日付）を告発した際の対応が、その一例である。1801年11月4日、宗教参事官は、

県知事に対して、印刷時期がかなり前であることを理由に、その司祭がその後意見を変更したかどうかを確認して、変えていない場合に限って、しかるべき措置を取るよう命じた<sup>85</sup>。ポルタリスの政策は、コンコルダ体制に反対する者を厳しく弾圧することが基本原則だとされているが<sup>86</sup>、その裏面にはコンコルダ体制を支持する者は過去を問わずに手厚く保護するという方針が存在しているのである。

宗教参事官に告発がされたのは、聖職者の逸脱行為だけではない。コンコルダが未公開だった時点では、フランス国内では、偽の小勅書など様々な偽造文書が作られて頒布されていた。1801年11月に、ブルターニュ地方のモルビアン県でその一つが告発された。ポルタリスは、モルビアン県知事に対して「悪しき意図による虚偽の文書や、印刷屋が金儲けのために作った扇動的な偽造文書に関しては、その流通を放置しないのが肝要である」<sup>87</sup>と厳しい取り締まりを命じた。これは、後に附属条項でも徹底される政府による宗教情報の統制が、地下文書に対する規制という形で早期に実施されたものである。

また、警察が独力では対応できない問題を宗教参事官に持ち込む場合も存在した。パリ警視庁は、1802年4月3日に、匿名の情報提供者から、モンマルトル教会の司祭達が、パリの複数の教会に張り出した掲示について報告を受けた<sup>88</sup>。それは、革命前にサント＝シャペルで行われていた儀式にならって、聖水曜日（4月14日）に、モンマルトル教会でキリストの磔刑に用いられた真の十字架の破片を展示すると告知するものであった<sup>89</sup>。この場合、展示が教会内で行われれば違法ではない。この展示が騒擾の原因となることを恐れ、対応に苦慮した警視総監デュボワは、宗教参事官に対策を依頼した。4月12日に、ポルタリスは、4月8日にパリ大司教に任命されたばかりのド・ベルワ de Belloy に対して、「やんわりと禁じてみてはどうか」<sup>90</sup>と勧告している。

同様に、聖職者のモラルに関する告発も宗教参事官に持ち込まれている。元ラングル宣誓派司教にして、パリ司教集会の創立メンバーの一人でもあつ

たワンドランクル Wandelaincourt に対する、彼の家政婦だった15歳の少女による告発であった<sup>91</sup>。警視総監デュボワは、1801年11月25日に、宗教参事官に少女と元司教の調書<sup>92</sup>を送って協力を要請した。それ以降の展開は未解明であるが、結局、この事件は一切表沙汰になることなく、闇に葬られている<sup>93</sup>。

第二は、聖職者に下された処分に対する異議申し立てである。具体例として、公共の安寧を乱したことを理由に、県知事から所払いの処分を受けたオート＝ソーヌ県の司祭ヴォス Vausse のケースを挙げる<sup>94</sup>。

ヴォスは、オート＝ソーヌ県の県庁所在地ヴズの南方約16キロに位置する小集落クノシュ Quenoche 出身の非宣誓派司祭である。県知事ヴェルニュ Vergnes は、ヴォスが共和第8年憲法に忠誠を誓ったため、1801年8月21日にパンヌシエル Pennesières で礼拝を行うことを認めた<sup>95</sup>。しかし、ヴォスはその直後の8月31日にクノシュの助役を断罪する書簡を当人に送りつけたため、告発された。県知事はヴォスに対し、クノシュ及びパンヌシエルから12キロ以内に立ち入ることを禁じる所払いの処分を宣告した。ヴォスはこの処分が不当であるとして、宗教参事官に異議申し立てを行ったのである。ポルタリスは11月15日に県知事に事件の報告を要求した。ヴェルニュ知事は、参事官に対して報告を行うだけに留めず、ヴォスに対する所払いの処分を一時的に停止して、クノシュの自宅に戻ることを認めた<sup>96</sup>。

県知事の報告は11月24日付で宗教参事官宛に発送され、12月4日に参事官官房<sup>97</sup>で検討が加えられた。その場ではヴェルニュの取った措置には激しい批判が加えられ、司祭ヴォスに対する処分は不当であると断じられた。しかし、12月7日にポルタリスがオート＝ソーヌ県知事に送付した書簡では、知事が取った措置が追認されている<sup>98</sup>。

この出来事からわかることは二つある。まず、宗教参事官に対する異議申し立てが大きな効果を発揮し、少なくとも処分の執行が猶予されるため、聖職者にとって地方の行政当局に対抗するための有力な手段であったことである。地方自治体の姿勢は時と場所によって異なり、その迫害の対象は、

宣誓派である場合もあれば非宣誓派である場合もあった。その結果、宗教参事官による介入は、聖職者達から広範な支持を得ることになる。次に、参事官官房が、知事の報告に恣意的な解釈を加えてまで、聖職者の利害を貫徹しようとしたことである。この点については、官房の中心人物が純粹教皇派にして元宣誓忌避司祭のダストロ師であったことの影響であることは、ドラクロワが指摘している<sup>99</sup>。ただし、1801年の段階では、ダストロ師ら官房の影響力を過大に評価すべきでないことも明らかである。

第三は、地方における礼拝の場で生じた問題に関する請願である。多くの問題は、コミュニケーションや都市の城外区 *faubourg* といった、狭い範囲で生じた事件である。宗教参事官は、住民からの請願で明らかになった問題に対して積極的に対応し、主に県知事に対して適切な措置を取るように命じている。この種の請願は、宗教対立と教会の利用という二つの類型に属する。

まず、宣誓派と非宣誓派の対立が生じている場合の具体例を示す。

非宣誓派の聖職者は、共和第8年憲法に対する忠誠の宣誓をせずに違法な礼拝を執り行うことが多かった。宣誓派にとって、宣誓をしていない非宣誓派司祭が礼拝を行っていると訴え出るとは、非宣誓派の活動に対する有力な対抗手段であった。モンブラン県（現サヴォワ県）の県庁所在地であるシャンベリの宣誓派司祭レジェ Léger は、1801年9月に警察大臣に対して、非宣誓派司祭達が忠誠の宣誓をせずに礼拝を再開していると訴え出した。レジェの請願は宗教参事官に転送され、ポルタリスは11月13日にモンブラン県知事に対して、聖職者の党派抗争に由来する事実無根の告発である可能性を考慮に入れつつ、真相究明にあたるように命じた<sup>100</sup>。ポルタリスはこの告発を重視しており、11月14日にその内容を第一統領に報告している<sup>101</sup>。

このケースとは逆に、宣誓派が告発されることもある。教会の共同利用を定めた共和第3年草月11日法<sup>102</sup>に反し、宣誓派がソナム県アルベル Albert で教会を独占使用していることに対して、非宣誓派を支持する多数の住民が異議申し立てを行ったのである。それを受けたポルタリスは、1801年11

月18日にソンム県知事に対策を取るように命じた<sup>103</sup>。ソンム県知事は事実確認を行い、直ちに教会の共同利用を許可した。宗教参事官には、霜月1日（1801年11月22日）付で報告がなされた<sup>104</sup>。

次は、未売却のまま国有財産にとどまっている教会の使用許可が求められた場合である。コンコルダの施行以前は、礼拝に利用できる教会の数が地方自治体によって厳しく制限されていた。そのため、各地で不都合が生じていたのである。以下に、二つの代表的事例を紹介する。

現在はベルギー領に位置するリス県オーステンデ Ostende からは、礼拝に利用することが許可されている元修道院の建物が小さく、信者が詰めかけると屋外まで溢れてしまうため、未売却の小教区教会の使用許可が求められた<sup>105</sup>。1801年11月19日に、ポルタリスはリス県知事に対して許可を出すように命じている<sup>106</sup>。

フランス南西部のオート＝ガロンヌ県トゥルーズのサン＝ミシェル城外区の住民は、市壁の内側にある教会の利用が定められていた。ところが、夜になると市門が閉ざされるため、彼らは夜間に行われる礼拝には参加できなかった。そのため、彼らは城外区にある未売却の教会の使用許可を求めた。1802年3月9日、ポルタリスはそれを認めるように知事に命じた<sup>107</sup>。

宗教参事官が未売却教会の使用許可命令を積極的に発した背景には、当時はまだ未公表だったコンコルダの第12条に、未売却の教会建物全ての返還が定められていたことがある。しかし、聖職者や一般信徒の視点からすれば、宗教参事官の仲介によって無料で便利な教会が使えるようになったわけである。これらの教会の返還が、宗教参事官に対する世論の支持を拡大したことは疑いない。

第四は、総裁政府期までに亡命した聖職者と追放された聖職者の請願である。彼らは宗教参事官に直接請願を提出することは躊躇しており、ほとんどの場合、枢機卿教皇特派大使による仲介を受けている<sup>108</sup>。請願の内容としては、エミグレ名簿からの削除が中心である。

まず、イギリスに亡命していた司祭アンド Hende とその仲間及びサン＝

ポル・ド・レオン旧体制司教ラ・マルシュの場合、エミグレ名簿に記載されていたため帰国できず、名簿からの削除と帰国許可申請の仲介を依頼した。次に、密入国に成功してマルセイユに潜伏していたトゥロン旧体制司教総代理のラルディエ L'Ardier とレモネ Reimonet の場合、警察の追及を受けない自由な身分を得るためにエミグレ名簿からの削除を求めている。1802年2月上旬、ポルタリスはカブララから転送されてきた聖職者達の請願の中で、警察大臣の管轄に属するものをフーシェに送って善処を依頼している<sup>109</sup>。警察の取った対応は未解明である。この時期、宗教参事官ポルタリスが聖職者の利害を代表して警察省の管轄領域にしばしば介入したため、警察大臣フーシェはポルタリスに対する反発を強めていたとされる<sup>110</sup>。

ブリュメールのクーデタ以前の総裁政府には、宗教だけを専門に管轄する部局がなかった。中央政府が、その総体として些末かつ日常的な宗教問題を解決するために動くことなど、望むべくもない。宗教上の諸問題は未解決のままに放置され、フランス社会にはやり場のない不満が溜まっていたと考えられる。それと比較すれば、以上に紹介した事例からも、宗教参事官職設置の意義は明らかである。宗教参事官の活動は、積極的な情報収集と、素早い対応、公正で法律に則した紛争の仲裁が特色である。宗教参事官の権力行使は、世論の支持を勝ち取った。宗教勢力と政府との関係は一変し、下級聖職者や一般信徒までが宗教参事官を頼り、その介入による問題の解決に期待するようになった。そして、この「造成された公共性」を土台とする世論の支持こそ、宗教参事官の権力基盤であった。宗教参事官が「礼拝の自由」の修正に動き始めた時、世論は宗教参事官の存在に同意を与えることで、間接的にそれを後押しした。教皇庁からの異議申し立ての声は、宗教参事官を支える世論の前にかき消されるのである。

## 第二節：「礼拝の自由」の修正へ

### 1：新司教の任命をめぐる対立

統領政府による宗教参事官職の設置により、統領政府と教皇庁の関係は大きく変化した。コンコルダの施行は、統領政府と教皇庁の合意に基づいて進められるのではなくなる。それは、宗教参事官が立案した計画に、枢機卿教皇特派大使が同意するという形態を取るようになる<sup>111</sup>。

その中で、まず大きな問題として表面化したのが、コンコルダ司教に叙任されるべき人材の選択であった。コンコルダに定められた司教叙任の手続きは三つで、第一統領による任命、教皇による教会法上の叙任、第一統領の面前での忠誠の宣誓の順で行われる。コンコルダの条文には規定がないが、秘蹟的叙階を授与する儀式も必要である<sup>112</sup>。ここで1801年のコンコルダによる司教叙任手続きを再確認すると、人選の権限は司教任命権者である第一統領が掌握しており、教皇庁は第一統領が選んだ人間を退ける権利を持つ。司教叙任に関する争いは、第一統領が行う人物選択に教皇庁が及ぼしうる影響力の範囲をめぐる生じている。教皇庁の意向が司教団の人選にまったく反映されなければ、フランスにおける「礼拝の自由」は保証されないからである。

第一統領は、かなり早い段階から、元旧体制司教と元宣誓派司教の融合による新たな司教団の形成を望んでいた<sup>113</sup>。それは彼の人材起用に一貫するルールである、旧体制と革命の融合の原則に基づくものである<sup>114</sup>。それと同時に、統領政府が宣誓派の革命的ガリカニズムの存続を認めれば、統領政府の宗教的多元性に対する保証に変化が現れることを恐れているプロテスタントら少数派を安心させる効果も期待できた。それに対し、教皇庁は、革命的ガリカニストである宣誓派をコンコルダ司教団から排除することを望んでいた。教皇庁は宣誓派をカトリック教会の一性 *unité* から離脱した者達と見ており、司教叙任の条件として、その一性に復帰するために前

言撤回 *rétractation*<sup>115</sup>を果たすことを要求していた。しかし、宗教参事官は、その要求が現実的ではないと判断していた。宣誓派は、自分たちは正しいカトリック聖職者であると主張している。そうである以上、彼らに自分たちは謬説を唱える教会分裂派であったと認めさせ、前言撤回に導くことなど、不可能に近い。両者の間に穿たれた溝は深く、この問題で合意を形成することは困難であった。

この決裂の危機が表面化することを避けるため、宗教参事官ポルタリスは枢機卿教皇特派大使カブララの権威と権限を利用した。統領政府が議決することは、最初から全く検討されていない。カトリック教会において、枢機卿教皇特派大使の承認は教皇による承認に匹敵する意味を持つ。宗教参事官は、巨大な権限を持つカブララから承認を引き出すことに努めた。

コンコルダの施行は、1801年9月の司教総辞職の挫折に始まる様々な障害によって、遅延に遅延を重ねていた。まず教皇庁が、コンコルダにともなう新たな司教区の区割りを定める大勅書『クイ・クリスティ・ドミニ・ウィケス』<sup>116</sup>のパリ送付を、故意に遅らせた。これは、辞任を拒む旧体制司教の心変わりを待つ時間を稼ぐことが狙いだった。続いて、1801年末に始まった共和第10年の通常国会を舞台に、第一統領と議会が激しく対立した。政府は、議会に提出した法案をすべて撤回することで、議員たちから政府批判の素材を奪い取り、彼らを無力化した。その結果、確実と目されていたコンコルダの提出も見送られた。最後に、1802年の年明けから、第一統領の主催により、チザルピナ共和国全国会議がリヨンで開催された。これは、北イタリアの衛星共和国であるチザルピナ共和国を、イタリア共和国に昇格させ、その新憲法を制定することが目的であった。これは統領政府にとって一大事業であり、第一統領に加え、外務大臣タレランと内務大臣シャプタルも臨席している。パリの政府から実力者が姿を消したため、その機能は停滞した。これらの出来事が、コンコルダの施行を大きく遅らせた。結果的に、第一統領がパリでコンコルダの施行準備に手を付けることができたのは、彼がリヨンからパリに戻った1802年2月からであった。

司教の任命も含めた様々な課題で、具体的な動きが示されるようになったのは、3月の上旬である。

第一統領は、コンコルダ交渉中から折を見て、各教皇庁代表に宣誓派をコンコルダ司教に任命したいとの意向を伝えていた。その最後の機会として、1802年3月10日にカブララとの秘密会見を弟リュシアン宅で行った。その席でカブララは、「宣誓派司教の問題にはあえて言及せずにおいた」<sup>117</sup>と宣誓派の任命拒否を鮮明にしなかった。この秘密会見は、コンコルダの施行準備に着手するためのものであった。会見後の3月15日に、第一統領は司教の任命を行った。その中には、元宣誓派司教が11名含まれていた<sup>118</sup>。

かくして、第一統領による宣誓派聖職者の司教任命は、現実のものとなった。宗教参事官は、バルニエ師と共に、カブララから宣誓派をコンコルダ司教に任命することに対する承認を引き出そうと努めた。カブララは、第一統領には宣誓派を任命する意志はないという彼らの説明を信じた。カブララはコンサルヴィに対し、3月21日までに<sup>119</sup>、ポルタリスらに次のように回答したと報告している。

「教皇は教会分裂を解消することを第一に考えているので、第一統領は宣誓派を任命することが可能である。私は教皇特派大使として、宣誓派聖職者をカトリック教会に復帰させる権限を持っている」<sup>120</sup>。

この承認について、ポルタリスは、1802年5月頃に第一統領に提出した報告書に、次のように書いている。

「元宣誓派司教に対する嫌悪感は、教皇庁だけのものではありませんでした。枢機卿教皇特派大使と会見し、第一統領が元宣誓派司教を任命した場合、教皇による教会法上の叙任を拒まないという保証を強硬に要求した際にも、それを感じました。ただ、彼から保証を得ることができましたので、それは文書にしております」<sup>121</sup>。

この経緯の痕跡は、宗教参事官の書簡台帳にも記録されている。彼の官房では、元旧体制司教17名には3月17日付で任命の内定を通知している。それに対し、元宣誓派司教11名には、カブララの言質を得るのを待ったた

め、24日付で通知している<sup>122</sup>。

その後も、宗教参事官は、枢機卿教皇特派大使に宣誓派の司教叙任を認めさせるための包囲網を狭めて行った。その手段の一つとして、1802年3月下旬に予定された、アミアン和平条約締結の祝賀行事が利用された。その際に行われる儀式の一つとして、カブララが司るノートルダム大聖堂でのテ・デウム<sup>123</sup>が立案されたのである。会場のノートルダム大聖堂は、当時、宣誓派の占有下にあった。しかも、枢機卿教皇特派大使の従者は、元宣誓派司教と元旧体制司教の双方で構成するという企画である。これを受け入れることは、枢機卿教皇特派大使が宣誓派の正当性を認めたに等しい。対応に苦慮するカブララに、ベルニエ師が助言を送った。次のような内容の文書を宗教参事官に提出し、ポルタリス本人の助力に頼るように勧めたのである。

「宣誓派の司教及び司祭も、司教及び司祭であることに変わらない。よって、改めて品級を授けられる必要はない。私は以上のことについて、宗教参事官と合意する。私はまた、第一統領の思慮分別によって司教たるにふさわしいと判断された者であれば、元宣誓派司教も新しい司教座に任命できるということを、宗教参事官と合意する。私はまた、全ての党派を宥和しなくてはならないということを、宗教参事官と合意する。また、第一統領が任命を望んだ司教達に教皇による教会法上の叙任が与えられた後で、私は、争いや恥辱の芽を残さぬようなやり方によって、彼らの宥和に着手するであろう」<sup>124</sup>。

これを受け取ったポルタリスは、予定のテ・デウムを俗人によって歌われるものに変更させた<sup>125</sup>。この一件に関して、ポルタリスは上述の第一統領宛報告書の中で次のように書いている。

「私は、この文書を入手した時点で第一統領にお見せし、ご満足いただけました」<sup>126</sup>。

かくして、宗教参事官は、決定的な言質とその証拠となる文書をカブララから得ることに成功した。統領政府の望むとおりにコンコルダ司教団の

編成を進めることに、もはや障害はないかに思われた。これにより、元旧体制司教と元宣誓派司教の融合の原則によって、司教の叙任が実行されるはずであった。3月30日、第一統領はマルメゾン宮でカブララと会見し、4月18日の復活祭当日にコンコルダを施行することを正式に決定したと、元宣誓派司教をコンコルダ司教に任命したことを通告する<sup>127</sup>。決断を迫られたカブララは、自己の権限で全てを認めた。

しかし、宗教参事官が着々と進めてきた司教叙任の作業も、4月15日に、予想外の暗礁に乗り上げる。第一統領が司教に任命したル・コスら元宣誓派司教達は、この日、カブララから教皇による教会法上の叙任を受けるため、教皇特派大使宅を訪問した。両者による話し合いの末、宣誓派は叙任の大勅書を受け取らず、席を蹴って帰った。原因は、カブララが彼らに教皇庁から指示された条件による前言撤回を求めたことである<sup>128</sup>。教皇庁が求める前言撤回とは、要するに、自分たちが提唱していた教えを誤謬として否定し、正統の教えに復帰すると表明する行為である。これは教皇庁にとっては、正しい信仰への復帰を明らかにする名誉ある行為である。ところが宣誓派にとっては、この前言撤回は自分たちは謬説を広めた教会分裂派だったと宣言する完全な自己否定でしかない。両者の対立は激しく、歩み寄りを求めることは困難であった。

確かにカブララは、第一統領が元宣誓派司教を任命できること、任命を受けた元宣誓派司教に教皇による教会法上の叙任を拒まないこと、元宣誓派司教が正当な司教であって不法就任司教 *évêques intrus* ではないこと、この三点を宗教参事官に提出した文書の中で明確に認めていた。ただ、宣誓派の人間が前言撤回をしなくても良いという保証については、「第一統領が任命を望んだ司教達に、教皇による教会法上の叙任が与えられた後で、私は争いや恥辱の芽を残さぬようなやり方によって彼らの宥和に着手するであろう」<sup>129</sup>という、かなり曖昧な表現に留めていた。教皇庁は、元宣誓派の人間が前言撤回を済ませてカトリック教会の一性に復帰した場合、それらの者達がコンコルダ司教となることは、渋々ではあるが容認していた

と言える。しかし、教皇庁にできる譲歩はそこまでであった。教皇庁が宣誓派は教会分裂派であると決めつけている以上、あくまで叙任よりも前言撤回が先でなければならなかった。このカブララの突然の前言撤回要求は、宗教参事官が枢機卿から引き出した言質の曖昧さを突いた形になった。宣誓派聖職者がコンコルダ司教になる際に前言撤回を強いられれば、宣誓派の教えの正当性は統領政府と教皇庁の合意の下に否定されたことになる。宗教参事官は、「礼拝の自由」の重要な構成要素である宗教的多元性を維持するために動き始める。彼はベルニエ師と共に、枢機卿教皇特派大使と元宣誓派司教の双方が受け入れられる形の前言撤回を実現する工作に着手する。

宗教参事官は、その手段として、悔悛の表明<sup>130</sup>を起草した。革命の渦中で生じた不可避的な混乱を終息させるために、聖職者市民化基本法を真摯に放棄し、その上で教皇に忠誠を誓うという内容である。ポルタリスとベルニエ師は、コンコルダ司教に任命された元宣誓派司教達に対し、この文書に署名するように命じた。その後、二人は、この悔悛の表明は前言撤回であると強弁してカブララを説得しようと試みた<sup>131</sup>。カブララは、この表明では不十分だと反発する<sup>132</sup>。しかし、彼も、このまま強硬な姿勢を取り続ければ、コンコルダの破棄に至りかねないという教皇特派大使随行員の助言を受け入れざるをえなかった。枢機卿は、前言撤回を文書で提出させることを諦め、2名の証人の前で元宣誓派司教が前言撤回を口頭で明言すれば正式の前言撤回として認めると譲歩した<sup>133</sup>。この譲歩について、教皇特派大使は、國務長官枢機卿に対して次のように説明している。

「第一統領には、フランスの宗教紛争を引き起こした諸悪の根元は聖職者市民化基本法であるから、その放棄を宣言するだけで十分なのであって、教皇庁がそれ以上のものを求めるのは過大な要求であると言われた」<sup>134</sup>。

カブララの譲歩を受け、ベルニエ師は、自分は元宣誓派司教が前言撤回を述べるのを聞いたという文書に単独で署名し、それをカブララに提出した。しかしカブララは、ベルニエ師単独の署名では不十分だと再び反発す

る。そして、前言撤回を拒む元宣誓派司教達に教皇による教会法上の叙任の大勅書を授けることを、最終的に拒否したのである<sup>135</sup>。後に、「彼らはまだ異端者なのではないかと疑念を抱くに至った教皇は、彼らに教会法上の叙任の大勅書を授けることを保留した」<sup>136</sup>。コンコルダ公布式典以降、教皇庁は、彼らが本心から教皇との和解に応じ、それを文書化して教皇に提出するよう、フランス政府を通じて働きかけることになる<sup>137</sup>。

1802年4月18日（共和第10年芽月28日）、第一統領は共和第10年芽月18日法を施行する手続きを済ませ、ノートルダム大聖堂でコンコルダの公布式典を挙行する<sup>138</sup>。コンコルダ司教に任命されながら、前言撤回を果たしておらず、教皇による教会法上の叙任の大勅書を受け取っていない元宣誓派司教たちも、そこにいた。彼らは、枢機卿教皇特派大使が見守る中で、秘蹟の叙階を受け、正式な司教として叙任された。教皇の全権代理人であったカプララからも、それが不法就任であるという抗議はなく、沈黙による同意が与えられた。結果的に、10名の元宣誓派司教が、前言撤回も果たさず、教皇による教会法上の叙任の大勅書も受け取らずに、フランスの正当な司教の地位を得たのである。宣誓派による教会分裂の解消を目指してコンコルダに応じた教皇庁にとって、最悪の事態の一つが現実となった<sup>139</sup>。

結果的に、コンコルダによって組織としては解体に追い込まれた宣誓派も、教皇庁との見解の相違を宗教上の罪として罰せられることはなかった。コンコルダ以後も、各聖職者個人は、宣誓派の正当性を訴え続けた。最終的に宣誓派は自然消滅することになるが、統領政府は、宣誓派にも宗教的多元性の原則に基づく保護を徹底して適用した。コンコルダの施行によって宣誓派教会というカトリックの少数派が全面否定されて、「礼拝の自由」に対する世論の期待と信頼が損なわれるという事態は回避されたのである。

## 2：附属条項の意義と制限された「礼拝の自由」

カトリック教会の再編成を進める際に、コンコルダの17条とは別に、政令を制定して礼拝を統制すべきであるという意見は、コンコルダ交渉の早

い段階から外相タレランや外務省第二局局長ドートリヴによって表明されていた<sup>140</sup>。第一統領は1801年10月8日に宗教参事官職にポルタリスを任命すると、その一週間後の15日に、礼拝を統制するための政令の起草を命じた<sup>141</sup>。この政令の起草は、ポルタリスとベルニエ師の共同作業で進められた<sup>142</sup>。この文書は、宗教参事官職の設置の直後で、しかも司教総辞職が引き起こした混乱が続く時期に、10日間前後という短い期間で起草された。それにもかかわらず、ここで仕上げられたコンコルダの施行に関する政令案<sup>143</sup>は非常に完成度が高い。各条文は、1802年4月に施行されたカトリックの附属条項<sup>144</sup>に全面的に継承された。ほぼ同時期に起草されたプロテスタントの礼拝に関する政令案<sup>145</sup>は、第一節の3で言及したように、カルヴァン派とルター派を同一の制度の下に置いて統制する法案であったため、カルヴァン派の議員ラボ＝デュピュイによって全面的な改定が申し入れられた。カルヴァン派とルター派を区別する第二の政令案<sup>146</sup>が起草されたのは1802年2月である。こちらが、実際に施行されたプロテスタントの附属条項<sup>147</sup>の基礎となった。

カトリックの附属条項は三つの目的を持った法律である。第一は、国内に及ぶ教皇権を最小限度に制限することである。第二は、「礼拝の公然性」と聖職者の行動を制限し、宗教対立を抑止することである。第三は、カトリックの教会ヒエラルヒーを再構築することである。まず、以下で、第一の教皇権に対する制限と、第二の礼拝の公然性と聖職者の行動に対する制限について、それを定めた条文の内容と、適用された事例を紹介する。第三の教会ヒエラルヒーの問題に関する条文は、組織の構成や各ポストの権限を定めたものであるため、本論文では取り上げない。

まず最初に、フランス国内で行使される教皇権を制限する条文群を分析する。これらは教皇庁と統領政府との対立に備える規制であり、俗権による宗教統制を進めるために必要不可欠である。そのため、教皇が政府に無断でフランスの聖職者に対して呼びかけを行ったり、命令を下すことは厳しく制限された。カトリックの附属条項では、第1編「カトリック教会の

体制と国家の諸権利と国家による取り締まりの関係」に配置されている。

第1条：大勅書、小勅書、答書、教令、委嘱、授与、授与のための署名、その他の教皇庁から送られてきた全ての文書は、特定の私人にしか関係しないものであっても、政府の承認が無い場合、受領、公表、印刷、執行を禁じる。

第2条：教皇使節、教皇特派大使、代牧ないし司教座管理委員などを含め、どのような地位に就いている人物であろうとも、政府の許可が無い場合、フランスの領土の内であろうと外であろうと、ガリカン教会に関する任務を果たすことはできない。

第3条：教会会議や国外の司教区会議の教令は、政府によって形式と共和国の法・権利・特権との適合性が検討され、その公表が公共の安寧に貢献すると判断されるまでは、フランス国内では公表してはならない。

これらの条文は、1807年までは、頻繁に適用されることはなかった。1806年には、フランスの支配下にある北イタリアにおける司教叙任に関して、フランス帝国と教皇庁の対立は決定的になっていた。しかし、それは水面下の動きに留まっていた。さらに、1808年2月にはフランス軍がローマを占領したが、フランス国内では、司祭や敬虔な信徒ですら「決して好意的なものとは理解できない表向き沈黙」<sup>148</sup>を示すに留まっていた。ピウス7世自身も、この段階では、教会法上の叙任を拒否して皇帝ナポレオンとの対決姿勢を明確に示すことはなかった。その一例として、教皇は、ローマ占領後の1808年5月にも、ナポレオンが任命したマリヌ大司教に教会法上の叙任を授けている。ただしその理由は、皇帝が大司教に任命したからではなく、教皇がその候補者は大司教たるにふさわしい資質を備えていると判定したため、とされた。教皇庁はフランスに両者の関係を好転させるための時間的猶予を与えたのである<sup>149</sup>。

フランス帝国と教皇庁の対立を決定的なものにしたのは、1809年5月17

日に発せられた、教皇国家併合を命じる皇帝決裁であった。それは6月10日にローマで公表され、直ちに教皇は大勅書『クウム・メモランダ・イッラ・ディエ』によって、教皇国家の併合を命じた者達とその共犯者を破門した。この大勅書では皇帝ナポレオンは名指しされていなかったが、附属の小勅書にはそれが明記されていた。皇帝は自分が破門されたことが知れ渡ることを極端に警戒して流布を規制し、参事院にすらそれを隠した<sup>150</sup>。この破門の大勅書こそ、カトリックの附属条項第1条が、フランス全土に及ぶ規模で適用されたケースを代表する。

「警察は破門の大勅書の写しを探し出すために、非常に厳しい家宅捜索を行って、世間を不安に陥れた。あるマルセイユ市民が、警察の無力さを皮肉たっぷりに嘲ろうとして、警察幹部の家の扉の下に当該の文書を滑り込ませたため、家宅捜索はさらに強化された。(中略)大勅書はマルセイユからエクスに伝わり、そこから東隣のヴァル県に広まった」<sup>151</sup>。警察による取り締まりも、皇帝が教皇に破門されたという情報が伝播することを完全に封じることができなかった。「パリでも破門の大勅書のことを喧伝しそうな集会は監視され、場合によっては解散させられ、疑いの目で見られていたド・フレシヌス de Frayssinous はサン＝シュルピス教会での説教を禁じられた。しかし、パリで破門の大勅書を頒布していたド・モンモランシ侯爵 le marquis de Montmorency と仲間達は、警察の追及から逃げ切っている」<sup>152</sup>。

この破門を契機に、皇帝と教皇の対立は決定的となった。破門された皇帝は、カトリック信徒の支持を失って行く。教皇は、破門に加えて、皇帝が任命した司教候補者に教会法上の叙任を授けることを拒否した。司教には高齢者が多く、そのうちの誰かが死去する度に、フランスの司教座に空位が増えて行った。かくして、空位司教座に対する新司教の叙任は、教皇庁とフランス帝国の間で大きな問題となる。1810年、皇帝ナポレオンによって、新たなパリ大司教にモリ枢機卿<sup>153</sup>が任命されたのは、そのような状況下であった<sup>154</sup>。モリは10月にパリ大司教に任命されると、それを教皇に伝

達した。11月5日、ピウス7世は非常に手厳しい内容の小勅書でそれに応えた。1806年にモリが行った王党派からの変節とモンテフィアスコーネ司教座の放棄がとくに厳しく糾弾され、パリ大司教として裁治権を行使することが禁止された。「教皇の考えとしては、この糾弾の小勅書が公になることを期待していたはずである。サヴォワにおける監視は非常に厳しくなっていたにもかかわらず、この文書はパリに届けられ、12月の中頃には本物であることが疑いようのない写しが一部、パリ大司教総代理ダストロの手に届いた」<sup>155</sup>。ダストロがモリを弾劾する小勅書を入手したことは、帝国政府の知るところとなった。小勅書の公表を恐れた政府が、ダストロに対する監視を強めている中で、彼を失脚に追い込む事件が起きた。「12月18日付のダストロ宛の小勅書が、サヴォワで官憲の手に落ちた。それはモリにはパリ大司教の権限はないと認定し、モリが行使した裁治権の無効を宣言するものだった」<sup>156</sup>。警察大臣サヴァリは、ダストロに対して、サヴォワにいる人物と秘密裏に連絡を取った容疑がかけられているとして、司教総代理の辞任を勧告する。しかし、ダストロは辞任を拒否した。ダストロはヴァンセンヌ監獄に投獄される。同時に家宅捜索が行われて、11月5日付の小勅書の写しが押収された。

しかし、このような厳しい取り締まりを行っても、教皇と対立した帝国に対して、カトリック信徒の支持が復活することはなかったのである。

次に、宗教的多元性を擁護するための規定を定めた条文群を分析する。第3編「礼拝について」に、「礼拝の公然性」に対する制限と、他の宗派を攻撃する言説の禁止を定めた条文が配置されている。

まず、コンコルダではほぼ全面的に認められていた礼拝の公然性は、以下の二つの条文によって修正された。

第41条：政府の許可がない場合、日曜日以外に祝日を定めてはならない。

第45条：他の宗派の寺院がある都市では、カトリックの礼拝のために指定されている建物の外では、いかなる宗教儀式も行ってはならない。

第41条に関しては、この規定と相互補完的な措置が取られている。1802年4月9日付で枢機卿教皇特派大使が定めた、祝日の削減に関する特例措置 *Indultum pro reductione festorum*<sup>157</sup>である。祝日として残されたのはわずかに四つで、クリスマス・復活祭・聖母被昇天祭・諸聖人の祝日だけであった。プロテスタントに対する示威行動として聖体行列が挙行される聖体大祝日も廃止の対象となり、カトリック聖職者の間から抗議の声が上がった<sup>158</sup>。以下はパリ警視庁に対する匿名の情報提供者からの報告である。

「ボンヌ＝ヌヴェルの司祭は、政府が革命記念日と共和暦の元旦を祝うことは認めているのに、聖体大祝日を祝うことを認めないことに、長い説教の中で不満を表明した」<sup>159</sup>。

廃止された祝日は公的には祝うことができないことになり、政府は司祭達に廃止祝日の全ての礼拝を私的に教会の中で行うようにながした<sup>160</sup>。ただし、この問題については、各地方自治体の対応も含め、時期と地域による違いがあったと思われる<sup>161</sup>。

第45条は主にプロテスタント寺院がある都市が対象となるため、パリ、ジュネーヴ、ニームがそれに相当することは明らかであり、ストラスブール、コルマル、ミュルズに対する適用も検討された<sup>162</sup>。第45条が適用された都市では、その規定に従って、「礼拝の公然性」が教会建物の中だけに制限された。

かくして、教皇庁がコンコルダで統領政府に認めさせた礼拝の公然性、すなわち屋外での自由な礼拝の権利は、第41条及び特例措置、第45条によって空文化させられたのである。統領政府は、宗教的多元性の維持に必要な場合、治安維持上の必要性がなくても、カトリックの礼拝を教会の中に押し込める権利を手中に収めたとと言える。

次に、他の宗派宗教を攻撃することを禁じる条文は第52条である。

第52条：主任司祭は、その司牧の際の言説において、個人に対して、あるいは国家が認めている他の宗教に対して、直接であろうと間接的にであろうと、糾弾を加えてはならない。

この条文は、具体的には、カトリックの聖職者が説教などの中でプロテスタント信仰を誤謬ないし異端として批判することを禁じるものである。宗教的多元性の擁護の鍵となる条文である。しかし、それだけに、教皇庁でも、フランス国内でも、カトリックの聖職者達は激しく反発した。以下は、C. ラトレユによる第52条の評価である。

「宗教的寛容の名の下に、司祭達は宗教上の誤謬に言及することを禁じられた。アントネリ枢機卿は、フランスの司祭達が発言を封じられたことを指して、『真実の言葉は司牧者の口の中に留まっている』と批判した。

(中略) 行政当局にとって、コンコルダを批判する聖職者はもちろん、それを支持する聖職者達ですら、附属条項52条を遵守させることは困難であった。全国各地で活発な監視が行われ、法を犯した者は直ちに法務大臣かポルタリスに通報された」<sup>163</sup>。

司祭達は摘発されることを覚悟の上でプロテスタントの批判を行ったため、この条文でカトリックによるプロテスタントを挑発する行為が完全に抑止されることはなかった。これに続く第53条<sup>164</sup>は聖職者の政府批判を禁じる規定である。これも、第52条と同様の理由で、帝国と教皇庁の対立の渦中では、有効に機能したとは言い難い。

以上で見てきたように、カトリックの附属条項は教皇権の行使と礼拝の公然性を厳しく制限する法である<sup>165</sup>。その目的は「礼拝の自由」の構成要素の一つである宗教的多元性を守ることであったが、それらの条文は、後にナポレオン・ボナパルトの権力をカトリック教会の批判から守るためにも機能した。コンコルダでの合意は、礼拝の公然性を尊重し、礼拝の形態に対する不干渉を認めたものであった。しかし、それは政府が礼拝の形態

を附属条項によって定めたことで、完全に変質させられた。このようにして、フランスにおける「礼拝の自由」は、統領政府による修正を受けたのである。

プロテスタントの附属条項に関する問題点は、既に第一節の3で言及している。同法は、プロテスタントの伝統にそぐわないカトリック的な要素を含む。それをプロテスタントが甘んじて受け入れた理由は、プロテスタントにカトリックと対等の権利を明確に保障した法だったからである。例えば、カトリックと同様に、プロテスタントの聖職者も国庫から俸給を支給されることが第1編第7条で定められた。プロテスタントは、この附属条項の制定によって、法の保護の下で礼拝を行うことができるようになったのである。この法に不平を言わずに甘受することは、「英雄的ではないかもしれないが、現実的な選択であったことは間違いない」<sup>166</sup>。この見解は先行研究に一致するものである。それと対置して、人権宣言による信仰の自由の保障や、テルミドール派の「礼拝の自由」が、プロテスタントの地位向上に貢献しなかったことが強調されてきた。非キリスト教化運動や旬日崇拝に伴う宗教迫害は、プロテスタントをも容赦せず、寺院は破壊され、信徒組織は寸断された。革命が実現した宗教上の平等の原理は、宗教弾圧に際して、すべての宗派に平等に迫害をもたらすという結果もまねいたのである。プロテスタントの附属条項こそ、統領政府が進めた宗教的多元性を擁護する政策の一つの到達点である。これは、フランス史上初めて、プロテスタントにカトリックと完全に対等な権利を保障した法であった。しかもそれは、コンコルダ及びカトリックの附属条項と一体化され、単一の共和第10年芽月18日法として制定され、施行された。統領政府がカトリックとプロテスタントを対等の存在として取り扱っていることは、誰の目にも明らかな形で示されたのである。

そして、この宗教的多元性を擁護する動きは、プロテスタントに対する権利の保障で終わることはなかった。最終的には、それまでフランスでは一度も宗教上の権利を認められたことがなかったユダヤ教徒にまで及ぶ。

1808年3月17日、ユダヤ教の礼拝に関する二つの法が定められた<sup>167</sup>。これにより、ユダヤ教の礼拝は法で保護され、ユダヤ教徒の宗教的自由は法によって保障された。この法はラビに対する国庫からの俸給の支給の規定がないことを除き、先行する二つの附属条項とほぼ同等の権利をユダヤ教に認めるものであった<sup>168</sup>。

### 3：教皇庁による事後承諾

1802年に入って、教皇庁は比較的平穏であった。カプララから交渉の経緯に関する十分な情報が得られなかったためである<sup>169</sup>。4月下旬になると、新聞報道などによって、ようやく教皇庁もコンコルダ施行の実状を把握し始めた。入手できた情報を詳細に分析した結果、統領政府がコンコルダの合意事項を逸脱して俗権による宗教統制を進めていた上、カプララがそれを追認するという予想外の譲歩を行っていることが判明した。ピウス7世は、ローマ駐在のフランス外交官カコーに対して不快の念を表明する<sup>170</sup>。

教皇庁で批判の対象となった問題点は、二つに集約できる。第一に、カトリックの礼拝の形態に俗権が干渉することを認めた附属条項を、教皇庁との共同作業で起草されたという印象を与える『共和第9年収穫月26日の協定 [1801年のコンコルダ] <sup>171</sup>の附属条項』という名称で公表したことである。これはコンコルダの合意が、もはや尊重されないということを教皇庁に教える名称であった。第二に、統領政府がコンコルダを国が制定する法とみなして、議会で制定及び施行の手続きを取った上、しかも当該の共和第10年芽月18日法にはプロテスタントの附属条項までが含まれていたことである。信仰にかかわるコンコルダを世俗的な法として取り扱い、教皇庁の意向とは無関係に議会で採決にかけたのである。このことだけでも、教皇庁の保守派にとっては十分に屈辱的な事態であった。その上、同法では、カトリックとプロテスタントが対等の地位に置かれていたのである。あまりの事態に、教皇庁の有力者の間に動揺が広がった<sup>172</sup>。

その中で、教皇ピウス7世は、5月24日、教皇庁の最高意志決定機関で

ある枢機卿会議 *il Concistoro* を召集する。この全枢機卿が投票権を持つ会議で、コンコルダが施行に至った経緯を教皇説話<sup>173</sup>で明らかにし、承認を得なければならなかったのである。これが教皇庁における最後の手続きであった。教皇庁の反ピウス7世勢力は、保守派枢機卿を中心とする。この教皇説話によって、反ピウス7世派の不満と反発を抑え込むことが大きな課題となった。ピウス7世は「カエサルのもはカエサルに、神のもは神に」<sup>174</sup>を原則として、礼拝の形態に対して俗権が干渉するカトリックの附属条項には修正を要求すると表明するに留めた。カプララから正式な報告が届けられていなかったため、問題の多い附属条項の各条文について、新聞報道などに依拠して軽々しく言及することを避けたのである<sup>175</sup>。宣誓派のコンコルダ司教叙任に関しては、「彼らが、彼らに委ねられた新たな司教区の合法的司牧者としての諸職務に任じられたのは、彼らとこの聖座との和解が成った後であった」<sup>176</sup>と述べた。この問題も確たる情報の絶対量が不足しており、一部の元宣誓派司教が前言撤回を拒否し、教皇による教会法上の叙任の大勅書も受け取っていないことには言及していない。

ピウス7世は、フランスのカトリック教会を教皇権の下に再統合することを優先し、大きな犠牲を甘受する決断をした。コンコルダによって定められた礼拝の公然性の原則は、既に統領政府によって踏みじられた。しかし、ピウス7世と国務長官枢機卿コンサルヴィは、与える情報を巧みに操作して保守派の反発を抑え込み、枢機卿会議の承認を得た。ここに教皇庁の手続きも完了し、フランスのカトリック教会は、将来的な対立の萌芽を育みつつも、カトリック教会の一性に再統合されたのである。

そして、ピウス7世の教皇庁は、フランスが統領政府から第一帝政に移行した後、フランスと厳しい対立に陥る。皇帝となったナポレオンは、宗教的多元性の擁護を強化しつつ、教皇との対決姿勢を強めたからである。しかも、フランスの世論は、帝政の発足を期に宗教参事官から昇格した宗教大臣を支持することで、ナポレオン体制による宗教面での独裁を容認していた。しかし、1809年にピウス7世が破門の大勅書を発したことによっ

て、事態は一変した。フランスのカトリック教会は破門された皇帝に背を向け、教皇との連携を強めるようになって行く。その大きな流れは、カトリックの附属条項による厳しい取り締まりによっても押し止めることはできなかった。フランスの聖職者と信徒は、カトリック教会の一性へ復帰したことを、皇帝と教皇の対立によって、はっきりと自覚させられたと言える。

以上の分析により、統領政府が教皇権の主導によるカトリック教会の再編成を断念し、「礼拝の自由」の意味内容を修正してから、第一帝政にかけて、一貫性のある宗教政策が取られていることが明らかにできた。礼拝の形態に対する不干渉の原理は制限され、礼拝に対する法的規制が強化された。それに対し、宗教的多元性の原理は徹底して保護され、その拡大が図られた。それは、支配的宗教（宗教的エスタブリッシュメント）の地位を諦めないカトリック教会保守派に対する対抗措置であった。同時に、拡大を続けるフランス帝国の領土に次々と組み込まれるプロテスタントやユダヤ教徒を、体制側に取り込んでいくための戦略でもあった。統領政府の「礼拝の自由」に関する方針の転換は、宗教参事官職の設置に象徴されるが、統領政府及び第一帝政を宗教対立から遠ざけるためのものであった。それは、ヨーロッパ全域に拡大したナポレオン体制を支える基盤を、宗教の側面から構築したのである。

## 結論

1801年のコンコルダは、革命にともなうカトリック教会の混乱を收拾した統領政府と教皇庁の間の政教条約という、先行研究が用いてきた狭い枠組みに納まるものではなかった。それは当時のフランスの国内事情と深いかわりをもって進められた包括的な宗教政策であった。共和第10年芽月18日法という形でコンコルダが施行された事実が、それを証明している。それゆえ、1801年のコンコルダの分析をとおして、統領政府の本質の一端

に迫ることができたと考えられる。

もちろん、先行する二論文と本論文で用いた一次史料には、明確な限界が存在している。

まず、フランスにおける現地調査の時間的制約によって、国立中央文書館に収蔵されている手稿史料の調査は完全なものではなかった。調査対象とする時代を1799年から1802年までの前期統領政府の時期に限定し、その範囲で積極的な調査を行った。宗教参事官官房の書簡台帳<sup>177</sup>は、コンコルダが施行された時期までを調査した。内務省の史料では、各県から提出された報告書類<sup>178</sup>について、深刻な宗教問題を抱えていたことが判明していた県を代表例として参照した。第一統領官房の史料及びカプ拉拉文書についても、目録の記述から重要性の高いものを優先した<sup>179</sup>。現地調査の際に宗教参事官の史料を優先したため、警察の史料はオラールの刊行史料<sup>180</sup>で補った。分析をより深めるためには、調査対象とする時代を総裁政府期や1802年以降にまで拡大し、内務省の史料は全県に及ぶ網羅的な調査を行い、各地の憲兵隊 *gendarme* の報告書<sup>181</sup>や敬神博愛教による請願<sup>182</sup>をも参照し、枢機卿教皇特派大使の書簡台帳<sup>183</sup>やコレスポンドンズ<sup>184</sup>を中心としてカプ拉拉文書の解析も進めるべきであった。さらに、フランス外務省やパリ大司教座、教皇庁のヴァチカン文庫の史料も参照すれば、本論文の議論をより一層深めることができたはずである。また、拙稿「1801年のコンコルダ(2)」では、下級聖職者や一般信徒のレベルにおける宗教的な動きに可能なかぎり近づこうとした。しかし、その際に使用したのはパリの中央政府によって集約された情報である。それらは必ずしもフランス国内の宗教的現実そのものとはいえない。

しかしながら、それにもかかわらず、本論文では次の三点の事実を解明することができた。

第一に、コンコルダ交渉は、俗権による宗教活動のコントロールの範囲を定めることを軸として展開された交渉であったことである。拙稿「1801年のコンコルダ(1)」の第二節で取り上げた交渉の五つの争点は、カトリッ

ク教会の地位、礼拝の公然性に対する制限、聖職者の叙任、教会の財政的基盤、聖職者による忠誠の宣誓であった。そのいずれにおいても、教皇庁と統領政府がガリカン教会の管理統制をどのような形で分担するかについて、交渉を進めている。先行研究は、コンコルダ交渉とは統領政府が教皇権を侵害しようとした試みであるとみなしてきた。その結果、統領政府が教皇権にフランスのカトリック教会の再編成を委ねる前提として、政府のコントロール下に置く領域を教皇庁との合意によって確定しようとしたという事実は、ながらく看過されてきたのである。

1801年のコンコルダは、革命以来、フランスのカトリック教会が陥っていた宗教的混乱を教皇権によって解消するための取り決めである。統領政府にとって、フランス国内に教皇権を導き入れるにあたり、その無制限な行使を許すことは非現実的であった。まず、フランスのカトリックは宣誓派と非宣誓派が対立し、教会分裂に陥っていた。その背景には、革命以前の伝統であるガリカニズムが存在していた。過激な純粋教皇派の非寛容さが、ユグノ戦争中のサン＝バルテルミの虐殺に代表される宗教戦争の惨劇を繰り返してきたことも忘れられていなかった。警察の報告書の中で、説教で宣誓派を激しく攻撃した非宣誓派司祭が、「旧教同盟の説教師」<sup>185</sup>に擬せられた例もある。さらに教皇国家は、第一回対仏大同盟に加わって総裁政府と交戦した共和国の敵であった。その国家元首である前教皇ピウス6世は、ヴァランスで総裁政府による幽閉下に客死していた。当時のフランス社会には、イデオログやプロテスタントが一定の地歩を築いており、良心の自由を強く求めていた。それに対し、教皇庁と保守派カトリックは、支配的宗教（宗教的エスタブリッシュメント）の地位を要求していた。このような状況にあったフランスの宗教問題の解決を、完全に教皇権に委ねた場合、さまざまな方面で激しい摩擦が生じる可能性は高かった。教皇の力でガリカン教会の再編成に成功したとしても、その反作用で新たな混乱が生じたのでは意味がなかった。宗教対立の再燃を避けるためには、統領政府も宗教活動のコントロールに参加しなければならないことは明白であっ

た。コンコルダ交渉は、統領政府と教皇庁が、その点に関する合意を形成した過程であった。

1801年のコンコルダに基づいてガリカン教会の再編を主導するのは、教皇ピウス7世である。それはゆらぐことのない交渉の前提であった。ただし、統領政府も、フランスにおける秩序維持の観点から、礼拝の形態に一定の制限を加える権利を確保した。要するに、フランスにおけるカトリック教会の再編成は、教皇庁と統領政府の共同事業であり、相互の分担に関する合意を文書化したのが1801年のコンコルダだったのである。

第二に、統領政府が当時のフランス国内の宗教事情の多様性を認識していたことである。統領政府は中央集権的な軍事独裁体制と評されることが多いが、その政策決定の際にはフランス各地で収集された情報が利用されていた。統領政府が施行した県知事制は、行政の面では完全に機能していたとはいいがたいものの、政府の情報収集はそれによって支えられていた部分が多い。知事からの情報では不足する場合には、各県選出の議員に報告が求められた。警察は匿名の情報提供者のネットワークを編成し、大量の治安関係情報を収集していた。そしてコンコルダの施行や終身統領政への移行というきわめて重要な政策決定の際には、特別に参事官が各地に派遣されて情報収集を行っている。

拙稿「1801年のコンコルダ(2)」の第二節で示したように、当時のフランスの宗教事情はかなりの多様性を示していた。統領政府も、各種の手段で収集した情報によって、それを認識するに至った。それはおそらく、第一統領が教皇庁にコンコルダ交渉の開始を提案した1800年夏の時点で予期していたものよりも、はるかに複雑だったはずである。教会分裂に陥っているカトリック教会では、宣誓派と非宣誓派の対立に加え、亡命先から帰国してくるエミグレ聖職者も問題を引き起こしていた。プロテスタントに関しては、統領政府は、1801年8月の時点ですら、カルヴァン派とルター派の違いと両派の勢力圏の所在すら知らなかった<sup>186</sup>。宗教的少数派では、プロテスタントとユダヤ教徒はカトリックとの摩擦を避けていたのに対し、

敬神博愛教徒はしばしばカトリックと争いをひきおこしていた。対外戦争の勝利は国土の拡大をもたらしたが、併合された地域には独自の宗教的伝統があり、旧来のフランス領と同一視して一律の対応をとることを困難にしていた。フランス領となったドイツ領邦国家群の中には、プロテスタントが国家の宗教となってカトリックを差別していた地域もあった。ベルギーの場合、総裁政府が課した王政と無秩序に対する憎悪の宣誓が教会分裂をひきおこしていた。それは征服者フランスに対するベルギー人の敵意と結び付き、事態をさらに複雑にしていた。これらの宗教的諸勢力は個別の利害をもち、それを実現することを統領政府に迫っていた。統領政府は、収集した情報から、宗教政策が宗教的多元性を前提とするものでなければ、間違いなく国内で宗教対立が生じることを知ったのである。

統領政府が、蓄積した情報によって宗教事情の多様性に対する認識を深めるのと並行して、コンコルダで合意された役割分担にもとづく再編成が進められた。統領政府が教皇の力を借りるためにコンコルダを提案した前提に、1789年以来の各政府による数々の失敗例が存在していた。それらは俗権が単独でフランスの宗教問題を解決することが不可能であることを示していた。統領政府が合意の線を踏み越えた領域にまで統制を拡大し、その上で教皇庁との関係を決裂させずに済ますためには、合意した役割分担では再編成が進まないことがはっきりと示される必要があった。その試金石こそ1801年9月の司教総辞職であり、教皇庁はそれに失敗したのである。

第三に、統領政府による宗教活動の管理統制は、宗教参事官ポルタリスに対する世論の支持を基盤として進められたことである。宗教参事官となったポルタリスは、1796年9月に元老会で行った聖職者擁護の演説で知られていたとはいえ、宗教界に強力な支持基盤を持っていたわけではない。彼は不偏不党の原則に立つことで「造成された公共性」を作り上げ、それで独裁的な手法を正当化し、世論の支持を獲得していった。請願に対して迅速に結果を出し、地方自治体と宗教の間を取り結ぶ誠実な仲介者としての評判を確立すること。宗教紛争の存在が報告されると、県知事に適切な対

応を命じて短期間で解決に導き、公正な調停者としての名声を不動のものとする。これらの対応で、ポルタリスは宗教紛争の解決と国内の宗教事情の安定を実現させた。その結果、彼は多数派であるカトリックだけでなく、宗教的少数派からも支持された。世論は宗教参事官の進める政策を歓迎し、彼の駆使する独裁的な手法を容認し、統領政府を支持したのである。

世論の支持の下で、統領政府は礼拝の自由に対する統制の強化に踏み切った。コンコルダは単独では施行されず、礼拝の形態を規制するカトリックの附属条項とプロテスタントの附属条項が加えられ、共和第10年芽月18日法として制定され、施行された。この二つの附属条項は、礼拝の自由に制約を加えるものであると同時に、統領政府が宗教的多元性を擁護する政策を維持することを強く国民にアピールするものでもあった。共和第10年芽月18日法は、プロテスタントにカトリックと対等の権利を保障した。それにより、コンコルダの締結によって支配的宗教と化したカトリックによる迫害が再開されるという、プロテスタントの悪夢は消えたのである。過去の礼拝の自由を保障する諸法は、民主的手続きによって制定されたものの、実効性を欠いた。共和第10年芽月18日法の効力は、「造成された公共性」に立脚した実効性のある政策によって保証されていたのである。

礼拝の自由に関しては、コンコルダによる合意で礼拝の公然性が大幅に認められた結果、屋外の礼拝はほぼ制約なしに行うことができるようになっていた。しかし、統領政府は、カトリックの附属条項と枢機卿教皇特派大使の特例措置による祝日の大幅削減を組み合わせることによって、礼拝の形態に厳しい統制を加え、礼拝の自由を修正する。合意を踏みにじられた教皇庁は統領政府を批判したが、世論は統領政府を支持しており、教皇の批判によって動揺が生じることはなかった。

本論文は以上の三点の事実を明らかにしたが、それによって19世紀という広いパースペクティブの中で二つの問題が浮かび上がる。それは本論文で取り上げたコンコルダ体制の本質的な部分に由来する。

第一に、政府が具体的に礼拝の自由を保障する政策をとることの意義である。1789年の人権宣言によって信教の自由が認められたものの、1802年に共和第10年芽月18日法が施行されるまで、フランスでは宗教に起因する争いが生じて、礼拝の自由が大きく束縛される時期が続いた。統領政府以前の時期に発生した宗教紛争は、対立関係の構図で二種類に分かれており、それぞれの対立の図式は以下ようになる。そしてそれは、礼拝の自由の第二要素である礼拝の形態に対する不干渉の原則が、二つの異なる意義を持つことを示すものである。

まず最初は、政府と宗教勢力が対立する場合である。具体例としては、1791年体制と宣誓忌避司祭の対立や、国民公会と既成宗教の対立、19世紀末の第三共和政とカトリック教会の対立があげられる。政府が宗教と激しく対立し、場合によっては厳しい弾圧を加えて殉教者を出すような場合は、宗教上の自由が認められているとはいいがたい。政府との関係が良好でない宗派は、必然的に何らかの政治的・警察的手段によって、礼拝の自由を制限されることになるからである。このような事態の下では、礼拝の形態に対する不干渉の原則は、主に政府に対して適用されることになる。さらに、政府と宗教が激しく対立する構図の中では、宗教勢力が礼拝と称して反政府活動を展開する場合がある。宣誓忌避司祭に率いられた、ヴァンデのカトリック王党軍やブルターニュのふくろう党が、その例である。その場合、礼拝の形態に対する不干渉の原則は大きく制限され、政府は礼拝に厳しく干渉することになろう。視点を変えれば、宗教的多元性の擁護を政策目標に掲げる政府は、各宗教との関係を良好に保たなければ、宗教上の自由を実現したことにはならない。政府と宗教の対立は第二要素の制限によって礼拝の自由を空文化するため、法律の条文で保障を定めただけでは不十分である。非キリスト教化運動の渦中の共和第2年雪月15日（1793年12月5日）、ロベスピエールが提案した礼拝の自由に関する国民公会決議<sup>187</sup>こそ、その象徴である<sup>188</sup>。

次に、宗教勢力同士が対立する場合である。具体例としては、宣誓派と

非宣誓派の教会分裂や、長年に渡るカトリックとプロテスタントの対立があげられる。このような事態の下では、礼拝の形態に対する不干渉の原則は、主に宗教勢力の相互関係において適用されることになる。宗教同士が対立する構図の中では、一部の宗教勢力が礼拝と称して他の宗派宗教に攻撃を加える場合があるからである。それを抑止するために、政府は各宗教の礼拝に一定の規制を加えることになる。その規制の範囲は、礼拝の自由の第二要素をどのように定めるかによって決定される。

1801年のコンコルダでは、統領政府と教皇庁の合意によって、治安の維持のために必要である場合に、カトリックの礼拝に警察による規制を加えると定められた。カトリックの附属条項では、ミサの説教で他の宗派宗教を非難することが禁じられた。このように、近代ヨーロッパにおいて、この問題の中心的な位置を占めるのはカトリックである。なぜなら、19世紀のカトリックは、支配的宗教の地位を要求し、信教の自由を否定していたからである。教皇庁は、1801年のコンコルダでは宗教的多元性に関して消極的な黙認の姿勢をとった。しかし、1804年12月2日に皇帝ナポレオンが教皇の聖別を受けて即位すると、その態度は一変した。1805年2月21日付で、教皇ピウス7世は『フランスにおけるカトリックの宗教の問題に関するフランス皇帝にあてた教皇の意志表示』という文書を送った。この文書はカトリックの附属条項によって礼拝の公然性が制限されていることを中心に、フランスのカトリック教会の現状に強い憂慮を表明したものであったが、問題は結論部分に存在する。教皇ピウス7世はそこで次のように主張している。「カトリックを信仰する家系がフランスの玉座にある以上、カトリックが支配的宗教であることは既成事実となっており、それを法で宣言することを期待するのは当然ではないか」<sup>189</sup>。この時期から1807年にかけて、第一帝政の宗教的多元性に対する姿勢が若干動揺した。教皇庁の意向を受けて水面下でカトリックとプロテスタントの合同が模索されたり、教皇庁への対抗措置としてカルヴァン派を中心にプロテスタントを国家の宗教とする可能性が探られたりした<sup>190</sup>。しかし、1807年8月7日に皇帝が

信教の自由の堅持を明言したため、動揺はおさまった。

この一件からも明らかなように、当時のカトリックの教義は宗教的多元性を認めないものであった。そうである以上、俗権がカトリックの活動を規制しなければ、プロテスタントやユダヤ教徒と争いが起きることは避けられなかった。カトリックが支配的宗教の地位に執着し、異端者や異教徒を追放せよと主張するのをやめない限り、俗権が礼拝の形態に干渉する必要性も存在し続けるのである。かつて、統領政府の礼拝に対する事細かな干渉は、オラールによって、政府と教会が相互に依存する反動的な提携関係の復活として糾弾された<sup>191</sup>。しかし、実際には、宗教的多元性を維持するために不可欠な介入だったのである。

カトリック教会の排他的な姿勢は、19世紀中葉の教皇ピウス9世の時代になっても変わらなかった。ピウス9世は、近代国家の諸政策を糾弾するために、1864年に『シラプス〔謬説表〕』を発表した。これは、当時の教皇庁が「誤った考え方」を列挙した文書である<sup>192</sup>。その第77条には、次のように書かれている。「現在、カトリックの宗教が、ある国家の唯一の宗教であるとみなされて、他のすべての礼拝がその国家から追放されるのは、もはや時宜を欠いている」<sup>193</sup>。1864年にもなって、このような穏健妥当な考え方を、教皇庁は間違いだと断定したのである。カトリックが他の宗教の権利を認めない教義を掲げている以上、俗権はカトリックの礼拝の形態に干渉し、プロテスタントやユダヤ教徒の権利を守る措置をとり、宗教的多元性を維持しなければならなかったのである。

第二に、統領政府・第一帝政の宗教政策が内包していた限界である。1804年の第一帝政の成立によって、宗教参事官職は宗教大臣職に昇格された。世論の支持は強固なもので、宗教の擁護者として、宗教大臣が独裁的な権限を行使することを容認し続けた。問題は、ポルタリスが、ナポレオン体制の崩壊よりも先にこの世を去ったことである。ポルタリスは1807年8月25日に死ぬ。世論は、宗教大臣の権限が、不偏不党の原則に立脚して行使され、「操作された公共性」<sup>194</sup>の装いの下にある限りにおいて、支持を与え

ていた。彼の死後は息子のジャン＝マリ・ポルタリスが臨時に宗教大臣代行を務め、1808年1月からはビゴ・ド・プレアムヌがポルタリスの後継大臣に就任した。彼らは政策を大きく変更することはなかったが、世論の支持を得ることはできなかった<sup>195</sup>。彼らは、その独裁的な権力を世論の支持の下で行使するために、公共性を「定期的に造成」<sup>196</sup>することをしなかったのである。とくにビゴ・ド・プレアムヌの時代、宗教大臣は単なる「帝政の下僕」<sup>197</sup>と化して、不偏不党の原則を逸脱した。宗教大臣の権力は公共性の仮面を剥ぎ取られ、世論の支持を失った<sup>198</sup>。

結果的に、事態は、1809年の教皇ピウス7世による皇帝破門へと向かって、押し止めることのできない勢いで進行していくことになる。これは統領政府・第一帝政が軍事独裁政権であり、積極的な情報収集と迅速で独裁的な権力の行使を特徴とすることに由来する限界であった。統領政府・第一帝政の宗教政策は、「造成された公共性」によって、公正かつ不偏不党であるというイメージを国民に与えている間は支持されていた。しかし、ひとたび独裁的な権力行使が暴走し始めると、不公正や横暴というイメージを帯びるようになる。1809年を境に、宗教大臣職は急速に国民の支持を失い、結果として機能しなくなった。

それ故、第一帝政の崩壊後に成立した諸政権は、より制度化された宗教行政を目指し、礼拝の自由を国家基本法で保障して法治主義の確立に努力することになる。以下は、一般には反動的政策を取ったと評されることの多い復古王政に関する、ロベールによる評価である。

「プロテスタントの地位を保証していた政権が失墜し、復古王政が成立したことは、プロテスタントの地位に良かれ悪しかれ、なんらかの変化をもたらさずにはおかないものであった。事実、ナポレオンの百日天下が始まるまで、その変化はひどい結果をもたらすにちがいないと思われ続いていた。実際には、1814年3月12日にボルドー市がルイ18世に敬意を表すために派遣すると発表した市の助役の一人、ピエール＝ポール・ボト・ド・トジャは、プロテスタントであった。パリの占領後の3月31日に成立した

臨時政府は5名の政治家によるものだったが、その一人のジョクルはカルヴァン派だった。皇帝の退位後に帝国元老院の委員会で準備され、死産に終わった1814年憲法と同様、国王の亡命先で王の側近によって起草された1814年5月2日のサントウアンの国王宣言も、礼拝の自由を保障していた。1814年憲章の起草を命じられた委員会は、18名の議員から構成されており、そこには2名のプロテスタント議員が含まれていた。そのボワシ・ダングラとシャボ＝ラトゥルは、憲章の起草に一定の貢献をした。1814年6月4日に発布された憲章には、以下の条文が含まれていた。

第5条：誰もが自らの信仰を告白する自由を持っており、その礼拝に対して同じ保護を受ける。

第6条：しかしながら、カトリックの、使徒伝来の、ローマの宗教の宗教は国家の宗教である。

第7条：カトリックの、使徒伝来の、ローマの宗教の聖職者と、他のキリスト教礼拝の聖職者だけが、国庫省から俸給を受け取る。

憲章は草案の段階で二人のプロテスタント議員によって批判され、彼らの努力によって、第7条のプロテスタント聖職者に対する俸給の保障が勝ち取られたのである<sup>199</sup>。

信仰の自由は、この復古王政の1814年憲章に始まり、19世紀を通じて、すべての国家基本法によって保障され続けた。1830年に成立した七月王政は、憲章から第6条の国家の宗教の規定を削除し、第7条を次のように修正した<sup>200</sup>。

「フランス市民の多数派によって信仰告白されている、カトリックの、使徒伝来の、ローマの宗教及びその他のキリスト教の聖職者は、国庫省から俸給を受け取る」<sup>201</sup>。

さらに、第二帝政も、1852年憲法第26条によって明確に礼拝の自由を保障し、宗教的多元性を擁護する政策をとった<sup>202</sup>。

統領政府が共和第10年芽月18日法で確立した宗教上の自由は、ナポレオン体制以後も、国家基本法に基づく宗教行政の基盤であり続けた。そしてそれは、徐々にフランス国民によって受け容れられていった。以下はブトリによる評価である。

「習俗の中に宗教的多元性を保障する法が浸透して行ったことで、フランスのカトリックの多数派はそれを徐々に受け入れるようになり、1880年代には**全てのカトリックによる多数決**によって世俗共和国の成立が容認されることになる。これは19世紀のフランスの宗教の歴史で起きた最も重要なできごとであった」<sup>203</sup>。

フランスのカトリックは、1801年のコンコルダ以来、宗教的多元性の受容に関して多くの経験を蓄積した。そして、19世紀末には、政府の統制がなくても自主的に他の宗派と共存するようになった。1801年のコンコルダこそ、この真の意味での礼拝の自由に至る道を切り開いた転換点だったのである。そしてそれは、1962年に始まる第二ヴァチカン公会議で、教皇ヨハネス23世が宣言『ディグニタス・フマネ』を世界に向けて発し、信教の自由の受容を表明するのを、他国に先駆けて大幅に先取りするものとなったのである。

### 〔注〕

- 1 Vandal, A., *L'avenement de Bonaparte*, t.2, 4<sup>e</sup> éd., Paris, 1907, p.272-273.
- 2 統領政府期の宣誓忌避司祭は、非宣誓派 le clergé non constitutionnel の中でも特に過激な反体制・反革命勢力である。統領政府が礼拝を執り行う聖職者に義務づけた共和第8年憲法に対する忠誠の宣誓すら拒否し、非合法的な礼拝を強行した少数派である。
- 3 旧体制司教の総辞職については、以下の先行研究を参照。Laterille, C., *L'Opposition religieuse au Concordat de 1792 à 1803*, Paris, 1910; Latreille, C., *Après le Concordat, l'opposition de 1803 à nos jours*, Paris,

1910.

- 4 1790年以前に、1516年のコンコルダの規定に従って叙任されたフランスの司教のこと。アンシャン・レジームの司教を、1790年以降に、聖職者市民化基本法及び第一回宣誓派全国教会会議の教令に従って叙任された宣誓派司教 *les évêques constitutionnels* と区別するために用いられる呼称。1801年のコンコルダの施行にともなって叙任された司教は、コンコルダ司教 *les évêques concordataires* と呼ばれる。
- 5 Boulay de La Meurthe, A., *Documents sur la négociation du Concordat et sur les autres rapports de la France avec le Saint-Siège*, 6 vol., Paris, 1891-1905, t.3, no.732, Tam multa.
- 6 Boulay, t.4, no.893, Spina à Erskine, {1801年9月13日}。宛先人のエルスキネはロンドン駐在の教皇使節 *nonce* であり、現地で小勅書の配布を担当した。
- 7 Boulay, t.5, no.1163, Rapport de Portalis. 辞任勧告の時点でフランス国内にいた旧体制司教は、亡命先から帰国していた5名と、亡命せずに国内に留まっていた6名であった。彼らは統領政府を支持しており、全員が即座に辞任した。
- 8 Boulay, t.4, no.895, Réunion des évêques français à Londres, {1801年9月21日}。
- 9 Boulay, t.4, no.895-898, 900.
- 10 Boulay, t.4, no.899, les évêques réfugiés en Angleterre au pape. {1801年9月27日}。
- 11 Boulay, t.4, no.964, Cacault à Talleyrand, {1801年11月11日}, no.966, Consalvi à Caprara, {1801年11月11日} & no.973, Petrus à Talleyrand, {1801年10月19日}。
- 12 C. Latreille, *L'Opposition*, p.164-168.
- 13 Boulay, t.4, no.1050, Della Genga à Consalvi, {1801年11月12日}。
- 14 Godechot, J., "La presse française sous la Révolution et l'Empire"

- en C. Bellanger, J. Godechot, P. Guiral & F. Terrou, dir., *Histoire générale de la presse française*, t.1, Paris, 1969, p.552.
- 15 Mitton, F., *La presse française*, t.2, Paris, 1945, p.222.
- 16 枢機卿教皇特派大使 légat a latere には、教皇全権特使という訳もあるが、本論文では一般的な訳を取った。教皇特派大使 légat は、教皇庁が派遣する外交使節の中で、最も重要なポストであり、原則的に枢機卿が任じられる。枢機卿が任じられた場合、教皇その人に匹敵する権威が与えられ、特別に枢機卿教皇特派大使と呼ばれる。
- 17 拙稿「コンコルダ交渉の第二段階」(『西洋史学』第185号 1997年6月)では、ドラクロワに依拠してカプララのパリ入城の時間を深夜としたが、実際の到着時刻は夕方であった。パリ警視庁に匿名の情報提供者が送った報告によれば、パリから南西に1キロしか離れていないシャラントン Charenton で4時間も前進が止まった後、午後6時30分に着いたとあり、統領政府側が日没を待ったものと思われる。ドラクロワが依拠した史料は、カプララの報告書の非常に主観的で不正確な日時の記録である。Delacroix, S., *La Réorganisation de l'église en France après la Révolution (1801-1809)*, t.1, Paris, 1962, p.64; Aulard, F.-A., *Paris sous le Consulat*, 4vol., Paris, 1904, t.2, p.555, { Archives nationales, F / 7 / 3830, 12 vendémiaire an 10, 1801年10月4日 }, p.558, { *Journal des Débats*, 14 vendémiaire an 10, 1801年10月6日 }. フランス国立中央文書館 Archives nationales 所蔵の資料は、以下、A.N. とする。
- 18 拙稿「第二段階」までは、教会分裂 schisme について、教会分離という訳を用いてきたが、未刊行の博士学位論文から、より適当な訳である教会分裂に変更した。ただし、この一次史料は原文がイタリア語なので、当該の単語は scisma である。
- 19 Boulay, t.4, no.996, Consalvi à Caprara.
- 20 1792年以降の国境線の変動や名義司教座の存在などの要因により、辞任すべき旧体制司教の数を特定することは困難である。本論文では C. ラ

トレーユに依拠。156司教座中、1801年秋の時点では93名の旧体制司教が生存。その内訳は58名が辞任、38名が拒否。C. Latreille, *L'Opposition*, p.209-220.

- 21 この宣誓派司教の総辞職に関しては、主に次の研究を参照。Pisani, P., *Répertoire biographique de l'Épiscopat constitutionnel (1791-1802)*, Paris, 1907.
- 22 不法就任者 intrus には、無資格僧という訳もあるが、本論文では採用しない。なぜなら、宣誓派司教も、秘蹟によって授けられるカトリック聖職者の資格は持っているからである。教皇庁が彼らを不法就任者として非難した理由は、教皇による教会法上の叙任を受けずに司教を称し、司教として裁治権を行使したからである。
- 23 Boulay, t.2, no.348, *Réflexions de Di Pietro*.
- 24 *ibid*.
- 25 Boulay, t.3, no.733, *Post multos labores*; 国学院大学カンバセレス文書(以下、Camb.), 5/5/8. スピーナの送り状は、Boulay, t.4, no.907, *Spina à Royer*, {1801年9月29日}.
- 26 *Annales de la Religion*, t.14, Paris, l'an 10, p.31-34, 61-67; Boulay, t.4, no.908, *Observations*, {1801年10月3日}.
- 27 Boulay, t.4, p.125, n.2.
- 28 Camb., 5/5/13, *Grégoire au P. Consul*, {1801年10月5日}. この史料は送り状であり、一件書類がばらばらになっているため、これに添えられていた意見書は特定できない。同じくカンバセレス文書に含まれる2通の意見書が、いずれも『宗教年報』に掲載された論文とほぼ同内容であるため、そのいずれかと推定される。Camb., 5/5/9 & 5/5/9a.
- 29 首都大司教 évêque métropolitain は、カトリック教会で大司教 archevêque の異称として古くから用いられていた。聖職者市民化基本法で、宣誓派大司教の正規の称号として採用された。スペイン系の姓と推定されるル・コス Le Coz については、従来の拙稿ではルコスと表記してきた

が、本論文から、他の人名に合わせて表記法を変更した。

30 Boulay, t.4, p.134, n.1.

31 Camb., 5/5/8-11.

32 A.N., F /19/1904, tableau général des opérations. この史料は、1802年5月末頃に作成されたと推定される、第一統領に提出された宗教参事官活動報告の下書きである。ポルタリスの直筆による。

33 コンコルダ大勅書『エクレシア・クリスティ』は、教皇がコンコルダを結んだ意図とその締結の意義を、全カトリック教会に向けて明らかにする大勅書である。コンコルダ施行に際して公表するために用意されていた公式文書の一つで、共和第10年芽月20日（1802年4月10日）に、モニター紙に翻訳を添えて掲載された。Moniteur universel, 20 germinal an 10, Ecclesia Christi; Boulay, t.3, p.275, n.1.

34 Camb.,5/5/12, Portalis au P. Consul, {1801年10月上旬}.

35 外務大臣タレラン Talleyrand は、通常、タレーランないしタレイランと表記されるが、未刊行の博士學位論文から、原音に近い表記に改めた。

36 Boulay, t.3, no.778, Rapport de Talleyrand au P. Consul, {1801年8月29日}.

37 A.N., F /19/1904, tableau général des opérations. この時点では、スピーナは宣誓派司教達にはコンコルダ大勅書の内容を示していない。

38 ここで生じたのが、いわゆる小教会派 Petite Église の教会分裂である。ここでカトリック教会と袂を分かったのは、ブロワ旧体制司教ド・ロジエル・ド・テミヌ de Lauzières de Thémimes とラ・ロシエル旧体制司教ド・クシ de Coucy、リヨンの下級聖職者達である。彼らはコンコルダ体制に対する抵抗運動を続け、その一部は20世紀初頭まで命脈を保った。上智大学中世思想研究所『キリスト教史8・ロマン主義時代のキリスト教』（講談社1991年）33-34頁。

39 Boulay, t.4, no.923-925, 929-931.

40 A.N., F / 19 / 1904, tableau général des opérations.

- 41 Camb., 5 / 5 / 10, J.-B Royer, draft for a document resigning his see, {1801年10月頃}. この史料は、辞表の定型表現を用意するために起草された草案の一つと推定される。
- 42 パリ司教集会については、拙稿「フランス統領政府期の教会の市民機構化」(『史学雑誌』第105編第9号 1996年9月)においては宣誓派司教連合と訳し、拙稿「第二段階」では共同司教会とした。未刊行の博士学位論文以降、この組織の実情に即した訳に改めた。パリ司教集会は、グレゴワールを中心とする、5名の宣誓派司教による集団指導体制である。この組織には、教会法も含めて何の法的根拠もない。そのため、その指導力に関して、グレゴワール個人の名声と威信に多くを依存していた。Pisani, p.113.
- 43 Boulay, t.4, no.931, Avis des Évêques Réunis, {1801年10月26日} .
- 44 *ibid.*
- 45 A.N., F / 19 / 1904, tableau général des opérations; Le Coz, C., *Correspondance de Le Coz, Évêque constitutionnel d'Ille-et-Vilaine*, pp. A. Roussel, Paris, 1900, { C. Lucas, dir., *The French Revolution Research Collection*, Section 8, Religion, Oxford, 1990, (以下, FRRC), 8 / 1166 } , no.169, 171, 172; Le Coz & Grégoire, *Correspondance de Le Coz & de Gregoire (1801-1815)*, pp. L. Pingaud, Besançon, 1906, no.II, IV, V.
- 46 Boulay, t.4, no.953, 966, 978-979; C. Latreille, *L'Opposition*, p.171-175. 教皇庁がコンコルダ施行を先送りする手段として用いたのは、新たな司教区の区割りを定める大勅書『クイ・クリスティ・ドミニ・ウィクス』を、パリに発送するのを遅らせることであつた。これが届かないと、コンコルダの施行はできない。教皇庁の発送は、11月末であつた。1801年秋の司教総辞職から1802年4月のコンコルダ施行までの約半年間、フランス国内には司教が一人もいないという異常事態が続いた。この司教区の区割り大勅書は、共和第10年芽月21日(1802年4月11日)に、仏訳を添えてモニテール紙に掲載された。Moniteur universel, 21 germinal

- an 10, Qui Christi Domini vices; Boulay, t.4, no.995, Bulle pour la nouvelle circonscription des diocèses, {1801年11月29日}
- 47 Boulay, t.3, no.753, Spina à Consalvi, {1801年8月8日}.
- 48 Boulay, t.4, no.912, Arrêtés des Consuls. この官職は第一統領直属であり、実体としては宗教大臣職である。この名称は、宗教大臣職に抵抗が予想されたために採用された。Boulay de la Meurthe, A., *Histoire de la rétablissement du culte en France, 1802-1805*, Tours, 1925, p.19. この官職の訳としては、拙稿「一八〇一年のコンコルダ」(『史学雑誌』第104編第3号 1995年3月)では宗教担当國務院評議員を用いたが、拙稿「第二段階」以降、宗教参事官を訳として用いている。統領政府期の“Conseil d’État”については参事院が定訳であり、“conseiller d’État”には定訳がないが、拙稿「市民機構化」で用いた國務院評議員は適当な訳とは言えない。岡本明『ナポレオン体制への道』(ミネルヴァ書房 1992年)に基づき、参事官と訳するのが適当と判断した。
- 49 Delacroix, p.74-75.
- 50 宗教参事官職の設置後も、警察は宗教に関する一定の権限を保持した。例えば、礼拝に対する規制が警察の管轄であることはコンコルダ第1条に明記されており、聖職者の違法行為の摘発も警察が行っている。ただし、それまでは警察大臣が単独で決定していた規制や捜査に対し、宗教参事官が干渉するようになったという変化が生じた。
- 51 日本における、フランスの良心の自由 *liberté de conscience* や礼拝の自由 *liberté des cultes* をテーマとする研究には、この問題を無視しているものが散見される。そのような研究者は、史料に登場する礼拝 *culte* や宗教 *religion*、教会 *église* という表現が、単数なのか複数なのかという点に関心を持たない。それが、宗教的多元性を分析の俎上に取り上げる場合に不十分な問題意識であることは、以下の本文に引用する一次史料からも明らかである。
- 52 当時のカトリックの聖職者が「宗教 *la religion*」と単数形に定冠詞を

添えて表現した場合、それは「カトリックの宗教 la religion catholique」と同じ意味である。

- 53 狛下は司教及び大司教の尊称の Monseigneur の訳で一般化している。枢機卿だけに使われる尊称の Son Éminence には、カトリック大辞典の一部で用いられた台下を取った。
- 54 Theiner, A., *Documents inédits relatifs aux affaires religieuses de la France, 1790 à 1800, extraits des archives secrètes du Vatican*, 2 vol., Paris, 1857-1858, t.2, no.CCLXXXIV, l'évêque de Vence à Consalvi, { FRRC, 8 / 5 }. ゴシック体の部分は原文でのイタリック。宗教参事官職の設立は、正確には政府命令 Décrets du gouvernement ではなく、統領決定 Arrêtés des Consuls による。
- 55 C. Latreille, *Après*, p.16.
- 56 *Annales philosophique*, t.4, p.169. 元老会は総裁政府期の上院に相当する議会である。下院は五百人会 le conseil des Cinq-Cents であった。ポルタリスの亡命先はホルシュタインである。ポルタリスのこの演説は、聖職者に対する後期総裁政府の取り締まりが法に基づかず、恣意的に行われていることを糾弾するものであった。例えば、忠誠の宣誓を拒んだ者が一般の公務員である場合は何の処罰も受けないのに、聖職者であると国外追放されたことを非難している。*Moniteur universel*, 15 fructidor an 4, {1796年9月1日} - 16 fructidor an 4, {1796年9月2日}.
- 57 *Annales philosophique*, t.4, p.169.
- 58 Robert, D., *Les églises réformées en France (1800-1830)*, Paris, 1961, p.1-57, 97-98; Heyer, H., *L'église de Genève, 1535-1909*, Genève, 1909, réimpression, 1974, p.87-94. 統領政府当時、フランスに併合されていたジュネーヴが、国内のプロテスタントの最大拠点であった。ニームはそれに次ぐ位置にあった。
- 59 A.N., F / 19 / 1902, Portalis au P. Consul, { 20 brumaire an 10, 1801年11月12日 }.

60 Boulay, t.4, no.912, Arrêté des Consuls. 宗教参事官の権限の規定は、以下の通り。

「諸礼拜に関係する諸法・諸政令・諸決定の提案。第一統領に対する、様々な宗教の聖職者の補充のための推薦。教皇庁からの全ての文書、大勅書と小勅書の検閲。国内での宗教関連の通信の維持管理。」

61 J. ハーバーマス『公共性の構造転換 第2版』細谷貞雄・山田正行訳（未来社 1994年）288頁。

62 「この種の意味形成は、社会福祉的民主的法治国家よりは、むしろ社会福祉的官憲国家の啓蒙専制主義に適合したものであろう。すべてを人民のために、しかし何事も人民によってではなく—これがフリードリッヒ二世のプロイセン王国の命題であったのは、偶然ではない。（中略）もつとも広範な層の動機をどれほどの確に察知してこれを充足させたとしても、これだけではこれらの層の客観的利益にそうものであるという保証にはならない」ハーバーマス、288頁。

以上に引用したハーバーマスの批判は、以下の本文で示すポルタリスの対応に見られる積極的な情報収集と迅速な対応にも、非常によく適合している。それは軍事独裁政権に共通する性格であると、東京大学の木村靖二教授から指摘を受けた。宗教参事官は、本来は宗教対立の利害関係者に含まれるべき統領政府の一部でしかない。しかし、ポルタリスが聖職者や一般信徒に与えたイメージは、ハーバーマスの言う「造成された公共性」によって粉飾されており、支配体制の一部にすぎない官職の実像からは微妙にずらされている。

63 ハーバーマス、286頁。

64 A.N., \*F / 19 / 196, Corrspondance ordinaire, no.1,

22 vendémiaire - 13 prairial l'an X; A.N., \*F / 19 / 207, Correspondance avec les Ministres et les autorités, no.1, 27 vendémiaire - 21 floréal l'an X. この二つの史料は、ポルタリスの官房が発送した書簡を記録した台帳である。書簡の宛先と発送の日付、その内容が記録されている。先

行研究では、ドラクロワがごく一部を利用しているが、この史料の真の重要性を認識するには至っていない。

- 65 A.N., \*F / 19 / 207, no.7, Portalis au prefet de la Vienne, {1801年10月24日}, no.10, Portalis à Fouché, {1801年10月28日}, no.11, Portalis à Fouché, {1801年10月28日} & no.12, Portalis à Talleyrand, {1801年10月29日}.
- 66 A.N., \*F / 19 / 207, no.18, Portalis au prefet de la Dyle, {1801年10月31日}.
- 67 A.N., \*F / 19 / 207, no.21, Portalis au ministre de la Marine, {1801年11月2日}.
- 68 A.N., \*F / 19 / 207, no.43, Portalis au ministre de la Guerre, {1801年11月6日}.
- 69 A.N., F / 19 / 1908 / 1, les prêtres de Stradbourg au Cardinal légat. これは王妃マリ・アントワネットの首飾り事件で有名な、ストラズブール旧体制大司教枢機卿ド・ロアン de Rohan を、ストラズブール大司教座に再任させることを求めた請願である。
- 70 A.N., \*F / 19 / 196, no.313, Portalis au Citoyen Dubochet, {1801年12月17日} & no.314, Portalis au Citoyen Antoine de Fagne. {1801年12月17日}
- 71 A.N., \*F / 19 / 207, no.483, Portalis au prefet du Rhone, {1802年4月15日}. ローヌ県知事は、コンコルダを含む芽月18日法 (1802年4月8日) が議会で可決された後で司祭の推薦状を送って来た。ポルタリスは返信で、主任司祭の叙任権を持つリヨン大司教に働きかけるようにと諭している。主任司祭の叙任は、コンコルダの施行以降に本格的に進められた。パリでは、ポストの配分に影響力を持つと見られていたパンスモン師 l'abbé Pencemont やベルニエ師 l'abbé Bernier に対して、妬みを抱く聖職者が多く現れた。1802年4月から5月にかけて、宗教参事官ではなく、彼らに対して誹謗中傷が加えられている。Aulard, *Paris*, t.2, p.847, { A.N., F /

- 7 / 3830, 1<sup>er</sup> floréal an 10, 1802年4月21日), t.3, p.5, { A.N., F / 7 / 3830, 3 floréal an 10, 1802年4月23日 } & p.32, { A.N., F / 7 / 3830, 12 floréal an 10, 1802年5月2日 } .
- 72 1802年2月から3月にかけて作成された司教候補者リストを第一統領に提出した際の送り状に、次のような表現がある。「徳・才能・熱意において卓越し、司教の名を汚すことなく職務を果たしうる者として、私に推薦された司祭のリスト」 A.N., F / 19 / 1903, Portalis au P. Consul.
- 73 Le Coz & Grégoire, *Correspondance*, no.II, IV, V.
- 74 C. Latreille, *Après*, p.1-67.
- 75 全県知事に対して下された、現存する教会の破損状況などの調査命令に含まれる。A.N., \*F / 19 / 207, no.231, Portalis aux tous les prefets, {1802年1月7日}。ユダヤ教に関する調査は、コンコルダ施行の時期には行われていない。
- 76 ルター派の一部は、1801年10月上旬、内務省に対してカトリックと同等の権利を認めて欲しいと請願を提出している。その転送を受けたポルタリスは、10月24日にそれを認めると回答するようにと内務省に指示を出した。A.N., \*F / 19 / 207, no.8, Portalis à Chaptal, {1801年10月24日}。これはブレの史料集に掲載されているストラスブールのルター派有志が起草した1801年10月13日付の政府に対する声明 (Boulay, t.4, no.940.) であったと思われる。この声明を作成したオベルラン Oberlin やコッホ Koch らは、11月23日にルター派組織の再編成に関する法案 (Boulay, t.4, no.1024, *Projet de règlement pour une nouvelle organisation des églises de la confession d'Augsbourg.*) も提出した。Boulay, t.4, p.401, n.1.
- 77 メスジェルがポルタリスに提供した報告書は2通確認されている。1通目が1801年11月13日のもの (Boulay, t.4, no.1021.)、2通目が1802年2月18日のもの (Boulay, t.5, no.1166.) である。
- 78 ラボ＝デュピユイの報告書としては、1801年11月23日のもの (Boulay, t.5, no.1022) と12月10日頃のカルヴァン派組織の再編成に関する法案 (Boulay,

- t.4, no.1023, Organisation des églises réformées de France.)がある。
- 79 Boulay, t.4, no.943, Projet d'arrêté sur l'organisation du culte protestant, {1801年11月初頭} ; Robert, p.52-68.
- 80 ハーバーマス、288頁。
- 81 Boulay, t.5, no.1219, Lettres de Rabaut le jeune, {1802年4月9日・4月15日}.
- 82 Robert, p.75, n.4.
- 83 A.N., \*F / 19 / 196, no.129, Portalis à Grégoire, {1801年11月10日} . 中南米のフランス領植民地に司教座を置く試みは、パリ司教集会が推進した改革の一つである。しかし、成果は上がっていなかった。司教集会は1798年に仏領ギアナに1名、1800年にサン＝ドマング島に1名、それぞれ司教を叙任していた。グレゴワールはその活動を継続することを要求したのである。サン＝ドマングに派遣されたモヴィエユ Mauviel は、その地で1805年まで司牧を続けている。Pisani, p.452.
- 84 A.N., \*F / 19 / 207, no.20, Portalis au prefet de la Gironde, {1801年10月31日} . これは自分の兄弟の司祭再任が主目的である。
- 85 A.N., \*F / 19 / 207, no.31, Portalis au prefet des Jemappes, {1801年11月4日} .
- 86 C. Latreille, *Après*, p.19.
- 87 A.N., \*F / 19 / 207, no.32, Portalis au prefet du Morbihan, {1801年11月4日} .
- 88 Aulard, *Paris*, t.2, p.812, { A.N., F / 19 / 3830, 13 germinal an 10, 1802年4月3日} .
- 89 モンマルトル教会が展示しようとした「真の十字架」の素性と来歴は未確認である。サント＝シャペルは、旧体制期に、主イエスに関する奇跡の品の保管庫として機能していた。ここには「奇跡として認められた真の十字架の破片」が、現在も複数所蔵されている。最も高名でサイズも大きい「勝利の十字架」は、1247年にラテン帝国皇帝ボードワン2世

から聖王ルイ9世に譲渡されたものである。Frolow, A., *La relique de la Vraie Croix, recherches sur le développement d'un culte*, Paris, 1961, p. 427 & suiv.

- 90 A.N., \*F / 19 / 196, no.728, Portalis à de Belloy. ド・ベルワは、この時点では第一統領の任命を受けただけであり、教会法上の叙任も秘蹟的叙階も済ませていないので、本来ならパリ大司教として裁治権を行使することはできない。
- 91 ワンドランクルは、この告発以前から、高位聖職者らしからぬ行動で知られていた。決して品行方正な人物ではない。総裁政府期には、二度も司教職を放棄して行方不明になっており、その間に俗人を装って生活するという無責任な振る舞いに出たため、『宗教年報』誌上で糾弾されている。Pisani, p.252-256. この少女による彼の性的モラルに関する告発も、事実であった可能性が高い。
- 92 A.N., F / 19 / 1903, no.69. パリ警視庁による少女の聞き取り調査は葡萄月21日（10月13日）に行われ、翌日、ワンドランクルが調書を取られている。
- 93 ワンドランクルは、コンコルダ体制下でグルノーブル司教区に属する主任司祭職に叙任され、1812年に80歳を過ぎたという高齢を理由に引退している。Pisani, p.252-256.
- 94 A.N., \*F / 19 / 207, no.60, 125, 198 & F / 19 / 325A, no.75, 82.
- 95 クノシュとパンヌシエルは隣町で、2キロほど離れている。
- 96 ポルタリスが送った書簡には、処分を留保ないし撤回せよとは書かれていない。県知事に対する命令は、次のようなものである。「市民県知事よ、この事件について私に報告しなさい。それから、この事件だけでなく、貴県における礼拝に関する情報なら、何でも送って欲しい。」A.N., \*F / 19 / 207, no.60, Portalis au prefet de la Haute-Saône, {1801年11月15日}.
- 97 ポルタリスの官房は、彼と同郷のプロヴァンス閥で固められており、

- その中心人物が彼の甥で元は純粹教皇派の宣誓忌避司祭だった、秘書官ダストロ師 l'abbé d'Astros であった。Delacroix, p.77-98.
- 98 A.N., \*F / 19 / 207, no.125, Portalis au prefet de la Haute-Saône, {1801年12月7日}.
- 99 Delacroix, p.85-98, 154-177.
- 100 A.N., \*F / 19 / 207, no.54, Portalis au prefet du Mont-Blanc, {1801年11月13日}.
- 101 A.N., F / 19 / 1902, Portalis au P. Consul, { 23 brumaire an 10, 1801年11月14日}.
- 102 Duvergier, J. B., Collection complète des Lois, Décrets, Ordonnances, Rèlemens, Avis du conseil d'État, 2<sup>e</sup> éd., t.8, p.127, Décret relatif à la célébration des cultes dans les édifices qui y étaient originairement destinés, 11 prairial an 3, {1795年5月30日}.
- 103 A.N., \*F / 19 / 207, no.72, Portalis au prefet de la Somme, {1801年11月18日}.
- 104 A.N., \*F / 19 / 207, no.87, Portalis au prefet de la Somme, {1801年11月24日}.
- 105 この時期はコンコルダの施行以前であるため、テルミドール派の「礼拝の自由」に基づく諸法によって、まだ屋外の礼拝は禁じられていた。礼拝用建物が小さ過ぎて、詰めかけた信徒が屋外に溢れ出した場合も、警察の取り締まりの対象になった。
- 106 A.N., \*F / 19 / 207, no.74, Portalis au prefet de la Lys, {1801年11月19日}.
- 107 A.N., \*F / 19 / 207, no.389, Portalis au prefet de la Haute-Garonne, {1802年3月9日}.
- 108 A.N., F / 19 / 1902. カブララの紹介状の日付は以下の通り。司祭アンドとその仲間 (1801年11月18日)。サン＝ポール・ド・レオン司教 (1801年12月11日)。ラルディエとレモネ (1802年1月31日)。

- 109 A.N., \*F / 19 / 207, no.313, Portalis à Fouché.
- 110 Boulay, t.5, no.1153, Fouché à Portalis, { 24 pluviôse an 10, 1802年 2月13日 } & p.135, n.2.
- 111 Delacroix, p.1-314; Leflon, J., *Étienne-Alexandre Bernier, évêque d'Orleans et l'application du Concordat*, t.1, Paris, 1938, p.193 & suiv.; 拙稿「第二段階」参照。
- 112 秘蹟的叙階は、司教として聖別する儀式。1802年4月18日に叙任された最初のコンコルダ司教達は、聖水と香を施されて聖別を受けてから、忠誠の宣誓に臨んでいる。Aulard, *Paris*, t.2, p.846, { *Journal des Debats*, 30 germinal an 10, 1802年4月20日 }.
- 113 Boulay, t.1, no.178, Spina à Consalvi, { 1801年1月9日 }, t.3, no.662, le P. Consul à Joseph Bonaparte, { 1801年7月20日 } & t.3, no.666, Consalvi à Doria, { 1801年7月24日 }, コンコルダ司教に任命される対象となった人物は、全て司教総辞職に応じている。そのため、煩雑ではあるが、元旧体制司教及び元宣誓派司教と表記する。
- 114 Chaptal, J. A., *Mes souvenirs sur Napoléon*, Paris, 1893, p.310-311; Pisani, p.44-46.
- 115 Boulay, t.4, No.999, Istruzione, { 1801年12月1日 }. 教皇庁がカプララに指示した、宣誓派聖職者が司教叙任前に満たすべき前言撤回の条件は、以下の五つ。一、トリエントの公会議で定められた、教皇ピウス4世の定型表現によるカトリック信仰告白。二、所定の定型表現による教皇に対する服従の宣誓。三、小勅書『ポスト・ムルトス・ラボレス』の指示に従い、教皇庁がスピーナ大司教に伝達した書式によって、ピウス7世に前言撤回を表明する辞表を提出すること。四、全ての宣誓派の会議及びその決議を非合法なものとして否定すること。五、教会分裂の最高指導者（グレゴワール）ではない人物。
- 争点になったのは、第三点と第四点である。第一点の教皇ピウス4世の定型表現によるカトリック信仰告白は、宣誓派は自分たちはカトリッ

クであると自負していたため、何の問題もない。第二点の教皇ピウス7世に対する服従の宣誓も、カトリックの聖職者が一般的に行っていた行為で、カブララが提示した定型表現を部分的に手直ししただけで宣誓派は同意している。第五点のグレゴワールに関する規定は、第一統領がグレゴワールを任命しなかったため、問題にならなかった。

116 Moniteur universel, 21 germinal an 10, Qui Christi Domini vices; Boulay, t.4, no.995, Bulle pour la nouvelle circonscription des diocèses, {1801年11月29日}.

117 Boulay, t.5, no.1180, Caprara à Consalvi, {1802年3月13日}.

118 A.N., \*F / 19 / 196, no.657, Circulaire, {1802年3月17日}; Boulay, t.5, no.1182-1187& p.236, n.1.

119 カブララの報告書は日時の記述が不正確で、3月21日付のカブララの緊急便には「今朝 questa mattina」と書いてあるが、それに付けられている註は3月16日の朝のこととなっている。Boulay, t.5, p.243, n.1.

120 Boulay, t.5, no.1188, Caprara à Consalvi, {1802年3月21日}.

121 A.N., F / 19 / 1904, tableau général des opérations.

122 A.N., \*F / 19 / 196, no.657. ここで任命された元宣誓派司教の11名は、以下。ベシュレル Bécherel、シャリエ・ド・ラ・ロシュ Charrier de la Roche、ベルマス Belmas、ラコンブ Lacombe、ルブラン・ド・ボーリュ Leblanc de Beaulieu、ル・コス Le Coz、モント・デジル Montault des Isles、ペリエ Périer、プリマ Primat、レモン Reymond、ソリヌ Saurine。この中で、モント・デジルとシャリエ・ド・ラ・ロシュの2名は、既に宣誓派教会と絶縁している。後に、ベルドレ Berdolet が加わり、1804年4月18日のコンコルダ公布式典までに任命された、元宣誓派司教のコンコルダ司教は、12名となる。

123 テ・デウム TeDeum については、従来の拙稿ではテ=デウムと表記してきたが、他の単語の表記と統一するために、表記法を改めた。

124 Boulay, t.5, no.1194, Note de Caprara à Portalis, {1802年3月27日}.

- 125 Boulay, t.5, no.1193-1198& p.264, n.1.
- 126 A.N., F / 19 / 1904, tableau général des opérations.
- 127 A.N., F / 19 / 1908, Portalis à Caprara, {1802年3月30日}; Boulay, t.5, no.1198, Caprara à Consalvi, {1802年4月4日}. この時、同時に宗教参事官によってカトリックの附属条項が示され、カブララはそれにも承認を与えている
- 128 Boulay, t.4, no.999, Istruzione, {1801年12月1日}.
- 129 Boulay, t.5, no.1194, Note de Caprara à Portalis, {1802年3月27日}.
- 130 Boulay, t.5, no.1241, Portalis à Bernier & la formule, {1802年4月15日}.
- 131 Boulay, t.5, no.1242, Bernier à Caprara, {1802年4月15日}.
- 132 *ibid.*
- 133 Boulay, t.5, no.1243, Caprara à Consalvi, {1802年4月18日}.
- 134 Boulay, t.5, no.1245, Caprara à Consalvi, {1802年5月15日}.
- 135 Boulay, t.5, no.1246, Mémoire du Légat sur la réconciliation des évêques constitutionnels, {1802年夏頃} & no.1247, Protestations d'évêques constitutionnels, {1802-1803年}.

本来、教皇による教会法上の叙任は、司教候補者が叙任の大勅書を受け取ることで授けられるのが決まりである。従来 of 拙稿では、カブララが元宣誓派のコンコルダ司教に叙任の大勅書を渡していないことを重視し、教会法上の叙任がなかったとした。それに対し、ドラクロワは、彼らに教会法上の叙任は授けられたと見ている。Delacroix, p.282.

その後の教皇庁の対応を見ると、教会法上の叙任の決定的な証拠となる叙任の大勅書を受けず、事態を明確にしないている。その間に、元は宣誓派司教だったコンコルダ司教10名から、前言撤回と和解の申し出を引き出そうと努めている。つまり、教皇庁は、教皇による教会法上の叙任は、事実上、この10名にも授けられているのだが、それを証明する大勅書は与えないている、という曖昧な立場を取っていたと思われる。元

宣誓派司教たちが前言撤回を拒否し、叙任の大勅書を受け取らなかったことは、ピウス7世の教皇庁にとって、表面化させることのできない事実であった。下手に表沙汰になれば、教皇庁保守派が激しく反発することは間違いなく、コンコルダの致命傷となりかねない。そうである以上、とりあえず隠して、秘密裏に解決をはかるしかなかったのである。この時、教会法上の叙任を授けられたことを証明する叙任の大勅書は、教皇庁側が保持していた。教皇庁は、10名の元宣誓派司教たちに対し、この者たちは教会法上の叙任を授けられていない不法就任司教 *évêque intrus* であると、いつでも宣告できるという、強力なオプションを手にしていたと言える。その宣告は、叙任の儀式へのカブララの列席がある以上、副作用としてピウス7世の権力基盤に甚大な打撃を与えるであろう。そうだとしても、この駆け引きは、最初から、最後の一枚となるべき切り札を持つ教皇庁に有利であった。

元宣誓派司教であるコンコルダ司教にとって、叙任の大勅書の受け取らなかったことの意義は、両義的なものであった。つまり、教皇庁の圧迫に屈せず、前言撤回を拒み、叙任の大勅書を受け取らなかったという点では、ガリカニスムの大義に徹して得た勝利である。しかし、その勝利は口にすることができないものであった。各司教座に散った後で、各自が司教の裁治権を行使する際に、彼らは大きな問題を抱える。つまり、正式な教会法上の叙任を受けていないとなると、不法就任司教だと断罪された場合に、弁明の余地はない。それを避けるためには、教会法上の叙任を受けていないとは絶対に言えないのである。教皇庁の態度の曖昧さは、彼らにとっても好都合だったと言える。

カブララが叙任の大勅書を授与しなかったことは、本来なら規則違反である事態を引き起こした。しかし、違反であるが故に生じた曖昧さは、教皇庁と元宣誓派司教たちの双方にとってメリットがあった。両者は、その不透明感の中で駆け引きを続けるのである。それは2年間続いた。1804年、ついに教皇庁が勝利を納める。教皇がパリを訪問して皇帝ナポ

レオンの聖別式に参加することを材料に、フランス政府を動かし、宣誓派司教からコンコルダ司教に転じた10名の反抗を撤回させるのに成功したのである。

この問題に関しては、単純明快に言い切るには事態は複雑すぎた。従来 の拙稿で展開した議論は、司教の裁治権行使に教会法上の叙任が絶対に必要であるという認識が不足していた。

136 Pisani, p.48-49.

137 *ibid.*

138 拙稿「第二段階」では、カブララが秘蹟的叙階を授けたとしたが、カブララが儀式を見守っている中で、実際に儀式を挙行したのはパリ大司教ド・ベルワであった。Aulard, *Paris*, t.2, p.846, { Journal des Debats, 30 germinal an 10, 1802年4月20日 }.

139 Boulay, t.5, no.1246 & t.5, p.495, n.1. 第一統領の任命を受けた元宣誓派司教のうち、既に宣誓派を離脱していた2名は、前言撤回をした。この2名、モント・デジルとシャリエ・ド・ラ・ロシュは、4月18日の式典の前に教会法上の叙任の大勅書を受け取った。その他の元宣誓派のコンコルダ司教たちは、各自の司教座に散った後も、教皇に対する反抗姿勢を取り続けた。しかし、帝政への移行と皇帝の聖別式への教皇の招聘を契機に、政府の圧力で屈服させられる。まず1804年、プリマ、ベルドレ、ベシュレル、ルブラン・ド・ボーリュが、教皇に対する和解の申し出を文書で提出した。最後まで抵抗したル・コス、ベルマス、ペリエ、ソリヌ、ラコンブ、レモンも、パリを訪れた教皇ピウス7世に対して和解を書面で申し出て、赦免を得ている。Pisani, p.49.

140 Boulay, t.2, no.315, Rapport au P. Consul rédigé par d'Hauterive, {1801年3月9日}, t.2, no.316, Projet amendé, rédigé par d'Hauterive, {1801年3月12日} & t.3, no.778, Rapport de Talleyrand au P. Consul, {1801年8月29日}.

141 Boulay, t.4, no.927, Le P. Consul à Portalis, {1801年10月15日} & t.4,

- no.941, Portalis au P. Consul, {1801年10月15日頃} .
- 142 Delacroix, p.231-233.
- 143 Boulay, t.4, no.942, Projet d'arrêté en exécution de la convention passée à Paris le 26 messidor an IX entre le gouvernement français et Pie VII, {1801年10月25日頃} .
- 144 Boulay, t.5, no.1209, Articles organiques de la convention du 26 messidor an IX.
- 145 Boulay, t.4, no.943, Projet d'arrêté sur l'organisation du culte protestant, {1801年11月初頭} .
- 146 Boulay, t.4, no.1265, arrêté d'organisation sur le culte protestant, {1802年2月25日頃} .
- 147 Boulay, t.5, no.1211, Articles organiques des cultes protestants.
- 148 Levy-Schneider, L., *L'application du Concordat par un prelat d'Ancien Régime, M<sup>re</sup> Champion de Cicé, Archevêque d'Aix et d'Arles (1802-1810)*, Paris, 1921, p.489.
- 149 Constant, l'abbé G., *L'église de France sous le Consulat et l'Empire (1800-1814)*, Paris, 1928, p.269 & suiv.
- 150 Constant, p.286.
- 151 Levy-Schneider, p.493.
- 152 Constant, p.286.
- 153 Tulard, J., dir., *Dictionnaire NAPOLEON*, nouvelle éd., Paris, 1989, "MAURY (Jean-Siffrein), 1746-1817".

モリは、革命の初期に保守派の第一身分議員として活躍したが、革命の急進化によってローマへの亡命を強いられた。彼は、ピウス6世時代の教皇庁でフランス王党派の利害を代表する役割を果たすと同時に、教皇によっても重用された。ピウス6世は、下級聖職者だった彼をイタリアのモンテフィアスコネ司教座 Montefiascone に叙任し、さらに1794年には枢機卿にまで叙した。しかし、1800年に教皇となったピウス7世は、フ

ランスとの和解を妨げる彼を教皇庁の中枢から遠ざけた。コンコルダ締結を阻止できなかった不手際から、彼の王党派における立場は微妙なものとなった。彼は1804年にナポレオンに和解を申し出て、1806年に帰国を許された。

154 Lanza de Laborie, L. de, *Paris sous Napoléon*, t.4, Religion, Paris, 1907, p.268-274. 1808年にパリ大司教ド・ベルワが死ぬと、後任にはリヨン大司教フェシュ Fesch が任命された。しかし、教皇による教会法上の叙任が受けられなかったため、彼は自分の正規の司教座であるリヨン大司教座だけで聖務を務め、パリ大司教としては裁治権を行使しなかった。そのため、パリ大司教座は事実上の空位が続き、1810年になって皇帝ナポレオンが新たにモリを任命したのである。

155 Lanza de Laborie, t.4, p.268-269. このパリ大司教総代理ダストロは、かつて宗教参事官官房でポルタリスの右腕として働いていた人物である。

156 Lanza de Laborie, t.4, p.270.

157 Duvergier, t.13, p.159-161. カトリック大辞典はインドゥルトウムないし特典と訳しているが、フランスだけに適用される規定であるため、特例措置と訳した。

158 C. Latreille, *Après*, p.45-47. カトリック大辞典の聖体大祝日の項目によれば、現在ではカトリックが宗教的多元性を受け入れていることもあって、聖体大祝日の行列に関して次のような見解が取られている。「聖体大祝日の行列の中心思想並びにその成立の原因及び時代は、これが「他信徒に対するローマ教会の赫々たる光輝ある攻撃的主張」なりとするがごとき曲解を反駁している。トリエント公会議 (Sess. XIII, cap. 5) は聖体大祝日の行列の盛儀に関する喜びを真理の勝利の証拠として表現しているとはいえ、これはその時代の精神からしてのみ解されるもので、同祝日に何らか新しい意義を与えんとしたものでない。」(原文は旧漢字、旧仮名遣い。) また、立川孝一氏が『フランス革命と祭り』(ちくまライブラリー 1988年) 75頁で指摘したように、18世紀のプロヴァンスでは聖

体大祝日の聖体行列は厳肅な儀式ではなく、カーニヴァルの行列に近い娯楽の要素を含むものであった。19世紀フランスの宗教行列については、最近、優れた地域史研究が世に問われた。Hollander, P. de, “L'Église dans la ville., les processions à Limoges au XIX<sup>e</sup>

siècle”, en Revue d'Histoire moderne et contemporaine, 46-3, juillet-septembre 1999. 同論文によれば、聖体大祝日の聖体行列の意義が強調され、それをローマ典礼によって挙行するようになるのは、リモージュでは19世紀半ばに始まる変化である。op. cit., p.487-489. これは、当時のフランスのカトリック教会で生じていた、フランス典礼の放棄とローマ典礼の採用による典礼改革の一つであったと思われる。『キリスト教史 8』314-318頁、338頁注43。

159 Aulard, *Paris* t.3, p.109, { A.N., F / 7 / 3830, 25 prairial an 10, 1802年6月14日}. 1802年の聖体大祝日は6月20日であった。

160 C. Latreille, *Après*, p.44-46.

161 例えばリモージュでは、1804年の聖体大祝日に際して、屋外で行われた聖体行列に、地方行政当局も参列して行進している。Hollander, p.495. 現在、フランスでは、聖体大祝日の礼拝は最も近い日曜日に日時を変更して行われている。

162 Robert, p.97-98.

163 C. Latreille, *Après*, p.50-51. アントネッリ Antonelli は、拙稿「市民機構化」ではアントネリと表記したが、原音に近い表記に改めた。

164 カトリックの附属条項第53条「政府の命令がない限り、説教において礼拝の実践に関係がないことに言及してはならない。」

165 統領政府の宗教に関する立法は、テルミドール派が制定した共和第4年葡萄月7日法の厳密な罪刑法定主義と比較すると、かなりの曖昧さを残すものである。カトリックの附属条項にも、様々な行為を禁止する規定が並んでいる。しかし、それに違反した場合の罰則規定は存在しない。

166 Robert, p.45.

- 167 Duvergier, t.16, p.248-263; Godechot, J., *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, Paris, 1951, 4<sup>e</sup> éd., 1989, p.723-730.  
この日、礼拝に関する2法と同時に、東部に居住するアシュケナジム系ユダヤ人に対する差別的な立法も行われている。彼らの一部が営む高利貸しが、フランス民衆の差別意識と反感を刺激したための立法であった。これが、いわゆる『恥辱の皇帝決定 l'infâme Décret』である。
- 168 Godechot, J., “La Révolution française et les juifs” en B. Blumenkranz & A. Soboul, dir., *Les Juifs et la Révolution Française*, Toulouse, 1976, réimpression, Paris, 1989.
- 169 教皇庁では、カブララの報告より先に新聞報道で事態の推移を知るのが常であった。そのため、コンサルヴィの緊急便を根拠に、カブララの報告は散発的で、それが教皇庁に情報不足を引き起こしたとされてきた。Delacroix, p.71. しかし、カブララのコンサルヴィ宛緊急便の台帳(A.N., F / 19 / 1910)には、1801年10月5日から翌年4月18日までの約6ヶ月間に、107通もの緊急便が記録されている。10日以上間隔が開いたのは、クリスマス前から元旦にかけての時期だけである。問題は緊急便の量以外の部分、具体的には緊急便に含まれる情報の質に存在したと思われる。
- 170 Boulay, t.5, no.1272, Cacault à Portalis, {1802年5月12日}。カコーは、拙稿「一八〇一年のコンコルダ」ではカコールトとしたが、原音に近い表記に改めた。
- 171 共和第9年收穫月26日は1801年のコンコルダの調印日であり、この協定という名称は、コンコルダとした場合にイデオログからの反発が予想されたために用いられたとされる。
- 172 Boulay, t.5, no.1270-1272 & p.583, n.1; Delacroix, p.305-314.
- 173 Boulay, t.5, no.1273, Allocution du pape en Consistoire, {1802年5月24日}; *Moniteur universel*, 19 prairial an 10, {1802年6月8日・教皇説話とそれをフランス語に翻訳したものを掲載。}。
- 174 *ibid.*

- 175 Delacroix, p.307-308. この会議の準備を行った臨時教会事務聖省では、パリから帰国したスピーナを中心に、カトリックの附属条項の各条文に対する具体的な批判も展開されている。
- 176 “institutionem eorum ad officia legitimorem pastorum novarum dioecesim, quae iis concreditae fuerunt, praecessit ipsorum cum hac Apostolica Sede reconciliatio.”  
Boulay, t.5, no.1273, Allocution du pape en Consistoire.
- 177 A.N., \*F / 19 / 196 & 207.
- 178 A.N., F / 1cIII.
- 179 A.N., AF / IV / 1044, 1065 & F / 19 / 1902-1904.
- 180 Aulard, *Paris*, t.1-3.
- 181 A.N., F / 7 / 3900-3905.
- 182 A.N., F / 19 / 479. 1996年には、F / 1cI / 24 に含まれていたもの。
- 183 A.N., F / 19 / 1910.
- 184 A.N., AF / IV / 1891.
- 185 Aulard, *Paris*, t.2, p.251, { A.N., F / 7 / 3829, 28 germinal an 9, 1801年4月18日}. 旧教同盟 *Ligue* は、ユグノ戦争中の1576年、当時の教皇グレゴリウス13世の支持の下にギーズ公アンリを中心とする急進派カトリックが結成した組織である。
- 186 Boulay, t.3, no.759, le P. Consul à Chaptal, {1801年8月10日}.
- 187 「礼拝の自由に関する国民公会決議（共和第2年霜月18日＝雪月1日）  
第1条：礼拝の自由に反するすべての暴力と手段は禁じられる。  
（第2条～第4条は省略。）」 Duvergier, t.6, p.333, Décret relatif à la liberté des cultes, 18 frimaire = 1<sup>er</sup> nivôse an 2, {1793年12月8 = 21日}.  
松浦義弘「ロベスピエールと最高存在の祭典」（『史学雑誌』第97編第1号 1988年1月）
- 188 Moniteur universel, 17-18 frimaire an 2; 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史体系 フランス史 2』（山川出版社 1996年）381-384頁。

この政府と宗教が対立したケースの重要性については、東北大学の小田中直樹氏から指摘を受けた。

- 189 Latreille, A., *Napoléon et le Saint-Siège 1801-1808*, Paris, 1935, p.366.
- 190 Robert, p.173-203.
- 191 Aulard, F.-A., *Histoire politique de la Révolution française, origines et développement de la Démocratie et de la République (1789-1804)*, Paris, 1901, 5<sup>e</sup> éd., 1921, p.726-747.
- 192 シラプスの宗教思想史上の位置づけと第77条の翻訳については、東京大学の塩川徹也教授から受けた指摘を参考に、未刊行の博士学位論文の表現を改めた。
- 193 Boutry, Ph., “Le triomphe de la liberté de conscience et la formation du parti laïc”, en J. Le Goff & R. Rémond, dir., *Histoire de la France religieuse*, t.3, Du roi Très Chrétien à la laïcité républicaine, Paris, 1991, p.159.
- 194 ハーバーマス、286頁。
- 195 Levy-Schneider, p.481-482.
- 196 ハーバーマス、287頁。
- 197 *Dictionnaire NAPOLÉON*, “Bigot de Préameneu (Félix-Julien-Jean, comte), 1747-1825”.
- 198 *ibid.*
- 199 Robert, p.262-263; Duguit, L., H. Monnier & R. Bonnard, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7<sup>e</sup> éd., Paris, 1952, p.166, Constitution française du 6 avril 1814, Art.22; *op.cit.*, p.187, Déclaration du Roi du 2 mai 1814; *op.cit.*, p.170, Charte constitutionnelle du 4 juin 1814, Art.5-6.

1814年3月12日に、ボルドーで、ルイ16世の弟であるアングレーム公が、ブルボン王家の復権を宣言した。憲章第7条では俸給の支給対象がキリスト教の聖職者に限られているが、第一帝政の1808年3月17日法もユ

松 篤 明 男

ダヤ教のラビに俸給を与えていない。

200 Leflon, J., *La Crise révolutionnaire, 1789-1846*, { A. Fliche & V. Martin, dir., *Histoire de l'église depuis les origines jusqu'à nos jours*, t.20 } , Paris, 1951, p.442.

201 *Les Constitutions*, p.195, Charte constitutionnelle du 14 août 1830, Art.6.

202 *Les Constitutions*, p.252, Constitution du 14 janvier 1852, Art.26; Boutry, p.158.

203 Boutry, p.159. ゴシック体の部分は原文のイタリック。

[完]

(本学兼任講師)